

午前10時00分 開会

議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第5号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

14番（野田紀子君） 3日目のトップ、よろしくお願いします。

まず最初に、介護保険制度についてお願いをいたします。

第3期計画ということで通告をしておりますけれども、第3期もいろいろ変わっております。以前も質問いたしましたが、地域包括支援センターについて質問をしていきたいと思っております。

地域包括支援センターは、地域の介護や福祉あるいは医療、この連携を図る中核拠点の機能を持つという一方で、介護給付を抑えるという役目も持っております。これはなぜかと申しますと、厚生労働省が判断したらしいことですが、介護ケアプランをつくるケアマネージャーの多くが、介護サービスを提供する事業所や、あるいはまた企業に所属して、もうけを優先して過剰サービスのケアプランをつくって、その結果サービス利用がふえ過ぎた、このように厚生労働省の方が判断をしたそうでございますが、実際、地域包括支援センターは、要介護認定の申請、軽度の高齢者のケアプランの点検、要介護、軽度の高齢者のケアプランをつくって、そのケアプランがどう効果を出したかという点検などにもかかわりますから、高齢者が介護保険サービス利用しないようにさせるということも可能でございます。

9月議会では、この設置、地域包括支援センターの設置を市の直営に、公正・中立を目指すために市の直営にと要望いたしましたけれども、直営か委託かということは、介護保険策定委員会で議論されるということでした。その後、どのような議論がされたのでしょうか。

介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

地域包括支援センターの運営主体は、市町村または市町村から委託された法人となっており、先月末、介護保険事業計画等策定委員会委員を中心に12名で構成されました地域包括支援センター運営協議会で協議をしているところでございます。

14番（野田紀子君） 9月議会では、介護保険策定委員会で議論をするということでしたが、今回はその策定委員会で決められた運営協議会で討議をするということでございます。介護保険策定委員会の議事録の10月27日でしたが、議事録としては一番新しいのですけれども、その中に、「今の在宅介護支援センターが地域包括支援センターも兼ねて行われるのではないかと。運営協議会で決定することとなるが、中立・公正を確保するには、市役所が運営すべきではないかと思う」との意見も出されております。

さきに申しましたように、地域包括支援センターは高齢者の生活を大きく左右いたします。そんな大きな力があると思うのです。公正・中立という観点から、もちろん直営を要求するのですが、仮に委託となった場合でも、市でしっかりその仕事内容と申しますか、機能をチェックするということを進めていただきたいのですが、この点いかがでしょうか。

福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、議員さんが介護保険事業の運用について、中立・適正に行われるかどうかというのを非常に心配されておりましたが、その件につきましては市としても考えております。ただいま、課長が答弁しましたように、現在、地域包括支援センター運営協議会において検討しているところでございます。委託になった場合でも、運営協議会の機能として地域包括支援センターが中立性を確保し、公正な運営を継続できるよう、その事業活動をチェッ

クし、必要に応じて是正・改善を求め、また要望・提言を行い、センターの運営評価をすることになっております。

なお、事務局といたしましては、介護保険課に置くようにしております。

14番（野田紀子君） この運営協議会というのは、地域包括支援センターが直営でやっても、あるいは委託でやっても法令によって設置されるものです。それでよろしいですね。

その役割というのが、センター運営の支援と評価とか、さっきおっしゃったようなことでございます。大変、地域包括支援センターに対して大きな権限を持っております。それだけに運営協議会の民主的な運営が、本当に市民にとって大切な切実なものになってまいります。市としては、運営協議会の運営を担当するというのが市の責務でありますし、さっきおっしゃったように、事務局も介護保険課に置いてあるわけでございます。この運営協議会の民主的な運営をぜひ進めるために創意工夫をしていただきたいのですが、この点いかがでございましょうか。

介護保険課長（入田勝人君） 先ほど部長が言いましたように、運営協議会の主な機能は何点か言いました。その中で介護保険課が事務局になっておりますので、公平・中立な面から進めていきたい、そのように思っております。

14番（野田紀子君） 介護を受ける立場に立って、しっかりチェックをよろしく願いしておきます。

続いて、新予防給付についてお尋ねをいたします。

新予防給付が来年の4月から始まるということに伴って、お年寄りの中には、現在自分が受けている家事援助サービス、料理をしてくれるとか掃除をしてくれるとかいう家事援助サービスが、動けるから、歩けるからということで切り捨てられるのではないかと、さらには何か体を鍛えよという方針らしいが、「この年で」とおっしゃるのは95歳の男性なのですが、この年で筋力トレーニング、とてもできん、こういう心配が広がっております。高齢者の暮らしを無視してのサービス切り捨ては絶対にしないようにしていただきたいのですが、この点いかがでしょうか。

介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

新予防給付においても、家事援助を一律にカットすることはありません。適切なケアマネジメントに基づいて提供される家事援助は認められます。具体的には自力で困難な行為、掃除、買物、調理等があり、それについて同居の家族等による支え等がない、できないケースについては、ケアマネジメントによる個別の判断を経た上でサービスが提供されます。

次に、筋力トレーニングですが、新予防給付においても利用者の選択が基本であり、強制されることはありません。

14番（野田紀子君） それでは確認をしておきますが、一律に家事援助サービスをカットするという事はない、そして筋力トレーニングも強制するという事はないということでしょうか。

介護保険課長（入田勝人君） そのように理解しております。

14番（野田紀子君） ありがとうございます。

引き続きまして、当市別府市には、温泉はあるし、温かいであろうと言う方がまたおられて、定年後ここに住みたいという方、あるいは、もう年をとったから温泉に入るところで暮らしたい。そういう方もたくさんおられまして、有料老人ホームなどがふえておりますけれども、それがまた介護保険財政を膨らますという一因にもなっているのではないかと思います。それにつきましては、施設入所者の住所地特例、これが第3期から見直されるということですが、どのように見直されるか教えてください。

介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

初めに、住所地特例とは、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所するために、住所をその施設が所在する市町村に変更する場合でも、保険者は変更前の市町村のままする制度でございます。施設が所在するがゆえに、当該市町村の介護費用にかかる財政的負担が重くなるという点に配慮して設けられたものでございます。

今回の見直しでは、養護老人ホーム、介護専用特定施設のうち入居定員が30人以上のものに適用されることとなります。なお、経過措置としましては、見直し後の住所地特例の規定は、施行日以後に住所地特例対象施設に入居等をするものに対し適用されるとなっております。

14番（野田紀子君） この見直しが、現実の介護保険財政へはどのような影響をどの程度及ぼすものでしょうか。

介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

施設が多い保険者の財政面の救済制度としてこの制度が設けられていることを考えれば、別府市としましては、この制度導入は有利な面が多いと考えております。

14番（野田紀子君） よそからといいますか、お年寄りが安全に暮らせる施設がふえるということについて、別に文句を言うつもりはないのですが、それが一方的に別府市の財政を圧迫するといいますか、なっているということで、こういうときは国が特別に配慮をすべきではないかということ、私も大分前の議会であったかと思っておりますけれども、申し上げたことがございます。

次は保険料、肝心の介護保険の保険料について質問をしていきたいと思っております。

介護保険料は、非課税の人からも徴収をして、払う方にしてみれば大変苦しいのですが、介護保険制度の改革、今度の3期計画によって地域支援事業などの新しい事業、またサービスが始まるのですが、それがまた介護保険料にはどのような影響を及ぼすのでしょうか。

介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

新しい事業、サービスの創設の財源の一つに介護保険料も位置づけられているわけで、その意味では確かに影響があると言えます。しかしながら、保険料の額は被保険者数や利用者数の予測、既存サービスの利用状況の推計など、さまざまな要因を総合的に勘案して決定されますので、新規事業あるいは新しいサービスの創設だけが直接保険料を左右することにはなりません。

なお、来年度からの具体的な介護保険料の額は、現在設置されております策定委員会の中で議論されております。

14番（野田紀子君） これは恐らく3月議会に介護保険料がまた提案されるのではなからうかと思っておりますけれども、またそれまでも介護保険料についても私どもはいろいろ調べておきたいと思っております。

先ほど申しました介護保険の地域支援事業にされた事業というのが、高齢者の福祉事業だったもので、公費で行われておりました。それを介護保険にしたことで、国はその負担を福祉事業のときは2分の1を負担していたものを、介護保険制度に移して国は4分の1に減らしたわけです。ですから、その分だけ保険料の値上げのもとになるかと思っております。

介護保険料は、もともと非課税の人からも徴収しております。所得税とか住民税や国民健康保険税に比べて大変所得の刻みといいますか、所得の低い人ほど負担が高くなるという逆進性が大変強うございます。その上、今度は税制の改悪で、非課税だった高齢者が納税者になりました。これ別府市では4,200人該当するということでしたけれども、この方たちが介護保険料5段階に分けている中の今までよりも高い段階に、非課税だった人が課税の段階になってしまいました。ですから、収入はふえてないのだけれども、税金を

ふやされたばかりに介護保険料もふやされたという結果になっております。同時に、年金も年々減らされております。こんなふうにならざるを得ない中で、18年4月から問題の第3期の保険料の徴収が始まります。仮に保険料を上げるにしても、その上げ幅、極力小さくするべきと考えます。それはもちろん上げるにしても下げるにしても、あるいはその幅をどうするかということにしても、介護保険策定委員会に諮るとのことなわけですが、上げ幅を極力小さくするという方法は、実は理論的にはありません。

まず、それは現在保険料段階5段階に設定されておりますけれども、それをまず第1点は、住民税非課税世帯、これを年金80万円以下とそれ以上との二つに細分化をします。2点目に、住民税課税層、4段階、5段階だった方をこれまで2段階、原則2段階だったのでありますが、自治体が自由に細分化できる基準額、これを設定しても、今度の第3期からよしいということになったのです。3点目は、保険料段階ごとの負担率もさらに自由に設定できるようになりました。ですから、今の5段階あるのを7段階、そして基準料の1.5倍だったのを1.75倍にまでもすることができます。これによって高額所得者により多くの負担をしてもらい、低所得者の負担を軽減するということができます。介護保険の基金も視野に入れ、さらに根本的には国庫のもっと負担増を要求する。このような知恵を絞って高齢者の保険料の負担、小さくされるように、ここで強く要望をしておきます。

これで介護保険は終わりました、次に防災マップについて質問をしたいと思います。

「災害弱者」ということで質問項目を出しておりますけれども、今は「災害弱者」とは言わずに「災害時要援護者」と言うのだそうで、まず用語の訂正をさせていただきたいと思っております。

別府市には、平成17年3月付で「別府市地域防災計画震災対策編」が出ております。さらに市民向けに「もしものときの防災ガイドマップ保存版」というのもあります。これですが、挿絵入りで大変見やすくなっております。実は10月でしたか、車いすの障害者の方から私どもに相談がありました。お二人とも車いすの障害者です。お年も高齢者というほどではないけれども、若くはありません。お二人で店と住宅兼用の借家で暮らしておられます。この夏、大変雨風ひどいときがあったのですけれども、その雨風のとき、その家も古いし、もし家が風で吹き倒されたらとても助からない、自治会で避難場所とされている公民館あるいは小学校に自主的に避難をしようと思ったそうです。でも、自主避難ですから、避難所にはだれもおられませんし、だれも助けてくれません。何より、どちらの避難所にも入り口に階段があります。車いすでは入ることすらできません。仕方なく、近所の県営住宅に住む人工呼吸器をつけた障害者の友人の家に避難をさせてもらいました。

こんなことから災害のとき、なかんずく地震のとき、どうやって避難するか、どうすればいいのか。近所の方も、あるいは障害を持った皆さんとの話では、災害時の困難さ、怖さというものを実感されたわけです。

その中の、母親と二人暮らしの車いすの青年は、民生委員の方や、またボランティアの方に助けてもらえるということになっているし、その民生委員の方もボランティアの方もよく知っているのだけれども、家事ならともなく地震のとき、駆けつけるということがそもそもできないのではないかと、間に合わないだろう。そんなときは、お母さん、もう一緒に死のうね。そして、もし生き残ったら、重度障害者センターに避難させてほしいと話すのだそうです。

障害を持っている方が、よくテレビなんかでも中継されるのですけれども、避難所になった小学校の体育館なんかで集団で生活するということは、とてもできないと思っております。例え元気な壮年の人でも、中越地震のときは避難所で亡くなっております。トイレにしても食事にしても、あるいはまた、さっき申しました人工呼吸器の方にしても、これは電源

がなければ動かなくなって、命の危険があります。寝たり起きたりも当然不自由でございましょう。ごった返す体育館の中で、車いすを動かすことさえ困難であろうことは、容易に想像できます。障害者が生活できる施設が、障害者の避難所を引き受けてほしい、こういう切実な願いでございました。

「この話を何としても市長に話したい」、この車いすの障害者が言うておりました。それを「市長ふれあい談話室」で聞いていただきました。そのとき、障害者の避難場所の確保をお約束をいただいたのですが、その後どのように具体化できたのか、教えていただきたいと思えます。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

確かに10月12日、市長さんに、私も同席しましたけれども、そういうお話がありましたので、早速私の方で施設にお願いに上がりました。そして、国立重度障害者センター、社会福祉法人別府発達医療センター、社会福祉法人別府農協共済リハビリテーションセンター、それから社会福祉法人太陽の家、それから社会福祉法人みのり会、社会福祉法人別府市社会福祉協議会、この六つの施設に、バリアフリーになっておりますので、お願いしたら、快く内諾をいただいておりますので、私の方は今、内部で協議しておりますので、正式に決まれば協定を結んで、そういう障害をお持ちの方が避難できる場所が新たに追加できるような状況になっております。

14番（野田紀子君） ありがとうございます。健常者でありますと、そのつもりでもないのですけれども、冷たくなってしまいまして、障害者が避難したときどうするだろうというのは、私も御本人に言われなければわからなかったという大変お恥ずかしい話ですけれども、早速避難所を設定と申しますか、決めていただきまして、本当にありがとうございます。

災害はいつ来るかわかりませんし、もしかしたらもう一生来なくて幸せかもしれません。せっかく要綱をつくっていただいたのですから、施設を障害者や、また助けてくださるボランティアの皆さんに公開をして、避難訓練も1度はしてみてもはどうでしょうか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

確かに要援護者の方が、いざ避難といいますが、それぞれ皆さん状況が違いますので、なかなか難しい問題もあると思えますけれども、まず第1には、自分の命を自分で守っていくということで常日ごろ――ときに一回その場所に、例えば重度障害者センターでしたら、そこに一回避難をしてみてもどういう状況なのかということも最初にやっておくのが一番いいのではないかと考えております。というのも、この避難が、通路といっても道路の広さ、それから家の建っている位置とかで皆さんそれぞれ違いますので、日ごろからそういう一回避難をしてみても何の問題があるとか、そういうこともわかりますし、一義的にはそういう形で皆さん先に自分でやってみるのが避難の方法としては一番いいのではないかと。そして近隣の人に助けを借りる必要があれば助けてもらう。そういう方法を考えて、正式にこの要援護者のマニュアルができれば、その中で方法等を考えていきたいと思っております。

14番（野田紀子君） 割と予算も要らないことではありますけれども、できるだけ早くそれを、避難訓練と申しますか、実行していただきたいと思えます。

国は、17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」というものを策定いたしました。その中に、「要援護者の避難支援プラン」の策定というものも上がっております。避難先を決めていただきまして、その避難経路というのがしっかり安全である、どういう避難経路をとればいいのかというのがはっきりしていなければ、どうやってたどり着いたらいいのか、それもわからないありさまでありますから、この避難支援プランの策定もしっかりしていただきたいと思うのです。「別府市にも地域防災計画震災対策編」第9節に、

「災害時要援護者の安全確立」という1章がありますけれども、これが抽象的です。具体的にどうするか。例えば坂道での車いすの押し方、上るときは車いすを前に、下るときは車いすを後ろから支えておりというような押し方ですね。目が不自由な方の道案内の仕方など具体的な例がこれには載っておりません。こういう避難計画を具体化するマニュアルというものが必要でございます。現在の「もしものときの防災ガイドマップ」、これにも23ページと24ページに、これは「災害弱者、災害時要援護者の方々の防災マニュアル」という項がありますけれども、この2ページでは、こう言うてはなんですが、何の参考にもなりません。マニュアルを急いで整備していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

現在、関係する大分県別府健康保健福祉センター、旧保健所ですけれども、そこ、それと役所の中の関係課と協議を重ねておまして、マニュアルの原案を作成しております。その中で、要援護者と言われる方が、通常は移動が困難な者、車いす、補聴器などの補装具を必要とする者、情報入手したり発信したりすることが困難な者、急激な状況の変化に対応が困難な者、薬や医療装具・装置が常に必要な者、精神的に不安定になりやすい人、そういう方を呼んでおりますけれども、私の方としましては、当然このマニュアルをつくらないと悪いということで取り組んでおりますが、できることから、状況が違うから一度に全部というわけにいきませんので、できることから始めたいという形で、まず自分が、近くの方が支援をしてもらおう人、2人を見つけていただいて、そして市の方に登録をしていただく。例えば障害福祉課の方にその申請書を出されますと、私の方がそれを登録いたします。そして、本人の承諾のもとに町内会長さんであるとか民生委員さんに協力をお願いして、みんなで助けてあげるといような、「手挙げ方式」と呼んでおりますけれども、その方式を採用してやっていきたいなと思っております。そうすることによって皆さんが、いざというときお互いに助け合っていくという形で考えておりますので、今月もまた役所の中で会議をするようにしておるのですけれども、マニュアルをつくって遺漏のないようにやっていきたいなというふうにしております。

14番（野田紀子君） その支援をお願いした人とか、団体に要援護者の存在を知らせるという方法というのは、どうするのでしょうか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

まず、この制度を始めるに当たっては、最初に皆さんに知っておいてもらわないと市民の皆さんもわからないわけなのです。それで、まず周知を先にして、その後こういう「手挙げ制度」を市の方が採用しましたよということになれば、関係課でその申請受け付けをして、今度その情報を流していく。そういう形にしておりますので、手を挙げない人もたくさんあると聞いておりますので、そういう人等については、例えば私の課ですと私の方から出向いて行って、「こういう制度ですよ」という趣旨を説明するなり、民生委員さん、町内会長さんあたりに協力していただいて、ぜひみんなで助け合っていくのだという説明をして、いざというときに備えるような形になっていくのではないかと考えております。

14番（野田紀子君） 自分で手を挙げるというのは、申請主義というようなことですね。そうすると、福岡県のマニュアル、福岡県でも避難計画のマニュアルを出しておまして、その福岡県のマニュアルに参考例として挙げてあったのですけれども、愛知県のアナハ市では要援護者の登録制度、同じようなことを実施するに当たり、民生委員が戸別訪問をして同意を求めた。そのとき、対象者の7割以上が、では登録をして、いざというとき助けていただきましょうということで同意をいたしましたけれども、手紙で同意を求めた分、市役所の方から「こういう制度がありますが、どうしますか」といって手紙で同意を求め

た分は、その対象者の2割にとどまっているということです。全国で「手挙げ方式」で実施している市町村では、対象者の1割程度の同意者が出るというところが多いというのですね。やはり人間対人間のコミュニケーションが障害者を避難させる、特にこういうときは必要ですから、申請に当たっては、先ほどおっしゃったように職員の方、あるいはまた民生委員の皆さんで訪問をしていただいて、訪問をされれば、実際障害者が住んでいる家がどうなっているか、家具がどういうふうになっているか、障害の程度はどうかというのが、現実に見て、帳面上だけではなくて、障害何級とかいう数字ではなくて、実際に自分の目で、手がどうか、足がどうかということも実感することができますので、この訪問、ぜひ日を決めてきちっとしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

実は、社会福祉協議会の中に福祉協力員という制度がございます。現在、市内で1,400名程度の方が活躍をしております。この方たちの業務の中に、老人家庭また障害者の家庭等を回って健康状態とかそういうことを確認する仕事をなさっております。こういう制度もこれからは活用していきたいなというふうに思っております。

14番（野田紀子君） 市の職員もどんどん減らされている中で大変なのですが、でも、今ある機能をフルに生かして障害者が、特に要援護者が無事に災害のとき避難できるように力を尽くしていただきたいと思います。

また、続きましてこのガイドマップ、要援護者の初期の避難誘導、6番目ですね。24ページの2の6番目に、「障害者であることの申告を」という項があります。括弧して、「障害者手帳を忘れずに避難をしなさい」というわけです。こういうとき、身障者手帳というものがやっぱり必要なものでしょうか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

確かに緊急の場合に、手帳を体と一緒に持っているかということ、なかなか非常に難しいと思っております。それで、それにかわるものとして私どもが案として考えておるのが、「防災カード」というのを考えておるのです。その「防災カード」、例えば口がきけない方が隣の人に見せたら、その方の状況が書いてある、こういう薬を飲んでいるとか、こういう人に知らせてほしいとか。だから、代替としてそういう「防災カード」を考えておりますので、そのカードを見ることによってお互いが状況がわかって避難等ができる、そういう形で今考えております。

14番（野田紀子君） 口もきけなくなるということもありましようから、何らかのカードのたぐいも必要かと思えますけれども、そここのところは実際災害の場であれがないとかこれを持たなければということは、恐らく現場ではないとは思いますが、一応こういう公の文書に書いてあると、やはり人はどきっとするし、「あ、持っていかなければいかんのか」、逃げるのが一瞬でもおくれるということも心配されますので、この「身障者手帳を持っていきなさい」というのは、新しいマニュアルのときは外していただくようお願いをしておきます。身の安全もおぼつかないし、早く避難しなければならないときに、また、「身障者手帳を持て」というのは、どう考えてもしゃくし定規でございます。この項、外せるでしょうか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、今、要援護者のマニュアル作成中でございますので、その案件の中に入れて検討させていただきたいと思っております。

14番（野田紀子君） よろしくお願いたします。

次に、これは地震のときのためなのですが、家具転倒防止器具の取り付けというのがあります。借家に住む障害者ですと、器具の取り付けができなかったり、あるいはまた家財

道具を動かすというのでもできないということもありますので、家具転倒防止器具の取り付けということを市からの働きかけも大事と思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

私の方は、予算の中にこの予算も少しとっておりますけれども、最近、利用者がいないような状況になっております。それで、できれば年度内にマニュアルを作成する予定でありますので、そのときにあわせて市民の皆様にも周知して、家具による被害を受けないように、そういうPRをしていきたいなと思っております。

14番（野田紀子君） 恐らく知らないということだと思いますので、しっかりPRをお願いしておきます。

最後に、特に地震のときの対応を旨として質問をいたしましたけれども、耐震性がある家であれば何も避難するとか逃げるとかしなくてもいいのですし、ユニバーサルデザインが行き届いていれば避難をするということもより容易になります。障害者にとって逃げやすいまち、避難しやすいまち、住みやすいまちというのは、だれにとっても安全であり、安心なまちだと思います。このマニュアルづくりを広くまちづくりの一環として各方面の知恵を集めて取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

環境安全課長（宮津健一君） 総合的に安全で安心なまちづくりということでございますので、もちろんソフト部門またハード部門それぞれにおきまして、今後も検討していきたいというふうに思っております。

14番（野田紀子君） では、次に新型インフルエンザ対策について質問をいたします。

鳥インフルエンザの発生が、世界的に中国を中心に拡大をして、人への感染までもが報告をされております。また、鳥インフルエンザから豚などを介しまして人にうつる新型インフルエンザの流行も大変心配をされております。

初めに、この新型インフルエンザとは何かということと、これまで感染症として広がったことがあるのか、お尋ねをいたします。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

インフルエンザは、インフルエンザのウイルスに感染することによって起こる病気です。人間だけでなく他の動物もインフルエンザウイルスに今感染をいたしますが、通常は同種間に感染をいたします。この感染の過程で、これまで人に感染しなかったインフルエンザウイルスが、その性質を変えて変移し人に感染するようになり、そして人から人に感染することになります。この変移したインフルエンザウイルスによって、人から人に感染するインフルエンザを「新型のインフルエンザ」と言っております。

それから、今まで新型インフルエンザに感染したことがあるかということですが、新型インフルエンザの流行は、これまで大正7年に「スペインインフルエンザ」、昭和32年に「アジアインフルエンザ」、昭和43年に「香港インフルエンザ」、昭和52年に「ソ連インフルエンザ」、「ソ連風邪」とか「風邪」という名称を使っておりますけれども、こういうインフルエンザが世界的に流行いたしております。

14番（野田紀子君） この新型インフルエンザ、実は大昔、大正7年ごろの「スペイン風邪」というふうにはたしかあったと思うのですが、これも鳥インフルエンザの変移したものであるというのが、最近わかったそうでございますが、圧倒的にこの「スペイン風邪」が広がったのは、第一次世界大戦、戦争をやっていたので、また抵抗力もないし、多くの兵士を集めるということで感染がさらに広がったということがわかっております。これから見ると、私も、感染症を広げないために、健康に暮らすためには平和でなくてはなと、「スペイン風邪」を本なんかで読んだら実感するところでございます。

次に、厚生労働省の発表では、新型インフルエンザが全国的に流行して人口の約25%、4分の1が感染すると想定した場合は、医療機関にかかる患者さんが1,300万人から

2,500万人、または1日最大10万人入院する、これはあくまでも推計ですが、推計されております。感染症であるということからも、十分な受け入れ態勢をとっていただきたい、この別府市でもとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

大分県の新型インフルエンザの構造計画によりますと、全人口の25%が罹患すると想定をした場合、大分県の患者数は、医療機関を受診する人が12万5,000人から24万人、入院患者数は病原性が中程度の場合で5,100人程度と現在推計をされております。新型インフルエンザが発生した初期及び流行期には患者の治療を行うとともに、封じ込め対策として入院が有効であることから、県立病院など県内8カ所の感染症指定医療機関を初め結核病床の一部、公的医療機関、また大流行した場合は大型施設などに入院・入所できるようなことが現在検討されております。

14番（野田紀子君） 実際にまだ新型インフルエンザが発生してはおりませんので、どんなウイルスかということもわからないし、そのウイルスに備えてのワクチンもまだつくりようもないわけなのですけれども、この新型インフルエンザに人が感染したかどうかの確認というのは、どのように行われるのでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

議員さんが言われたように、現在、新型インフルエンザは発生をいたしておりませんが、新型インフルエンザが疑われる患者につきましては、診察した医療機関におきまして、国の示す症例定義によりまして、十分な感染対策を講じた上で咽頭、のどの奥の液を採取いたしまして、直ちに感染症の発生届を保健所の方に報告するようになっております。連絡を受けた保健所では、衛生環境研究所にその検体を送付し、検査を行い、必要に応じまして国立感染症の研究所で確認を行うことになっております。検査の結果につきましては、速やかに県の健康対策課または大分県新型インフルエンザ対策実施本部に報告することになっております。

なお、新型インフルエンザは現在発生しておらず、その臨床についての予測は困難と言われており、厚生労働省では、その検査方法について研究・開発を現在進めております。

14番（野田紀子君） 「ウイルス」だと訂正をさせられましたが、そのインフルエンザウイルスであるかどうかというのが、検査でわかるまでは恐らく遺伝子の検査とかするので、二、三週間といわずかかると思うのです。そうしますと、現実には患者周辺のいろんな状況や、あるいはまた本人の臨床症状から推定して、たぶん新型インフルエンザであろうと考えて治療を始めていると考えられると思いますけれども、そういうときも県や国が用意する医療機関に入院はできるのでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） 先ほどもお答えしましたように、現在、新型インフルエンザが発生をいたしておりませんので、どのようなウイルスであるかということも現在まだわかっておりません。そういう疑われる患者が出たときは、先ほど言いましたように、感染症の市の医療機関等に入院をされると思われれます。

14番（野田紀子君） 次に、別府市における新型インフルエンザ、この対策と現在の取り組みについてお願いをします。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

別府市における新型インフルエンザの取り組みであります。現段階では予防策の徹底や発症した場合に早い段階でウイルスを封じ込めるための対策が重要であると考えております。そのため、体制の整備と関係機関による連携、情報交換を目的に11月25日に新型インフルエンザ予防対策庁内連絡会議を開催いたしました。この中で、県と連携をし情報収集を徹底すること、市民への正しい情報と提供を行うこと、手洗い、うがい、マスクの着用など基本的な予防対策を徹底することなどを決めました。現状でできる取り組みと

いたしまして、第1に市民への正しい知識の普及や、啓発として保育所、保育園、幼稚園、学校、高齢者や障害者などの福祉施設などに啓発用のポスターの掲示、予防対策のお願い文の配布、また市報やケーブルテレビによる広報活動などを現在行っております。今後は、12月5日に発表されました県の行動計画に沿って県と連携をとりながら連絡体制の整備や発生予防、拡大防止対策、治療対策などに取り組んでまいりたいと考えております。

14番（野田紀子君） 全国的にも足りないと言われる特效薬と言われておりますタミフルというお薬の備蓄は、市ではどうなっておりますでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

国の行動計画によりますと、新型インフルエンザが流行した場合、国内の受診者・患者数は2,500万人と推計されておりますので、製造業者の供給体制において国と県で半分ずつ備蓄をする準備を現在進めております。大分県の目標は、10万人分が目標であります。現段階では約1万9,400人程度のタミフルを確保しているとお聞きをいたしております。

14番（野田紀子君） このタミフルというのは、スイスのロシュ製薬会社が特許を持って生産していて、日本への輸入というのは、中外製薬が専門に、専門にというか独占的に輸入をしているということでした。どう考えても足りないのですけれども、足りないようにあるから、なおさらこれは大事なときに投与しなければならない。そのためには国なり県なり市がきちんと方針を持っておるということが大事ではないかと思えます。

感染症は、マスコミに――今もそうですけれども――センセーショナルに報道されたり、あるいはデマが飛んだりということが大変心配されます。正確な情報を素早く知らせて、デマが飛ばないように、デマを飛ばされないようにしていただきたいと思えます。

国の新型インフルエンザ対策行動計画というのが、厚生労働省から出ておりますが、このフェーズといいますか、感染症の拡大の段階と思うのですが、4のBと5のBになったら入院患者らしき人を入院させたり、あるいは行動制限があり得るということが決められております。こんなことがあるということを知らせるためにも、ケーブルテレビから市のホームページ、あるいは病院の外来に掲示するなどを含めて、新型インフルエンザの正確な情報を早目、早目にきちんと流していただきたいのですが、いかがでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

大分県新型インフルエンザ対策行動計画によりますと、危機管理のレベルによりまして、県民や市町村、医師会など関係機関に対しまして、一般的な情報を初め患者発生の情報、診療情報など正確な情報を迅速かつ的確に知らせる体制を現在とっております。別府市におきましても、県と連携をとりまして、速やかに正確な情報を市のホームページ、市報、ケーブルテレビなどを通じまして提供いたしたいと考えております。

14番（野田紀子君） では、次に乳幼児医療費の無料化についてお尋ねをいたします。ただいまの別府市における乳幼児医療費の助成内容と助成金額、どのようになっていますでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

別府市乳幼児医療助成制度は、現在、現物給付で実施をいたしております。ゼロ歳から3歳未満児は入院・通院・調剤・入院時食事料が、3歳以上就学前までは入院と入院時食事料が助成の対象となっております。県の2分の1の補助事業で現在実施をいたしております。

16年度の決算でございますが、乳幼児医療費は1年間で約1億1,000万円程度あります。このうち2分の1の補助がありますので、5,500万円程度が市の単費となっております。

14番（野田紀子君） これを就学前までの通院費に広げた場合、助成金額はほぼどれ

くらいになるでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

3歳から就学前までの通院費の助成を実施いたしますと、課の試算でございますが、およそ7,000万円から8,000万円ぐらいの助成が必要になると思われます。現在、この事業につきましては、県の補助対象となっておりませんので、全額市の負担となり、もし県の助成があれば、半分が市の単費となります。

14番（野田紀子君） 私ども、大分県内の共産党の市会議員や町会議員がそろって厚生労働省に先々月参りました。そして、この乳幼児医療費就学前までを要求いたしました。それで、厚生労働省のデータによりますと、全国の市町村の37%、もう4割が何らかの形で医療費の助成をしている。もうほとんどしているわけですね。子供は同じように人としてとうとばれる大事な存在なのであって、教育と同様に全国同一の医療を受ける権利があると思います。ところが、たまさか住んでいる県内なり市なりによっては、命を守ってもらえないということもあり得るということは、改めるべきではないでしょうか。別府市においても少子化対策の一面もあります。通院も就学前までの無料化、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

全国的に、先生が言われたように4割程度の市町村で現在拡大に向けて取り組みをいたしております。別府市におきましても、少子化対策の一環として対象年齢を引き上げることにつきまして、県と十分協議をしながらこの乳幼児医療制度の改革に向けて今後とも取り組みをしてまいりたいと考えております。

14番（野田紀子君） 国の医療政策の方針では、ゼロ歳から6歳児までの医療費を3割負担から2割に下げようという方針が出ているそうですが、こうなりますと、この七、八千万の助成ももっと安くといえますか、低くできることと思います。

先日、私、子供さんが夏休みの終わり方にプール熱といいますが、高熱を出して、とうとう点滴をしなければいけなくなった子供さんの話を聞いたのですけれども、その子の誕生日が7月だったのです。7月で3歳になったのです。夏休みの終わり方で、「あなたはもう3歳になったから点滴はただではないよ」と言われて、お母さんは大変慌てておりましたけれども、誕生日がもっと遅かったらよかったのにとか、冗談にもならない話をしたのですけれども、子供は3歳からも病気をします。本当に学校に行くまで病気をいたします。ですから、この国の政策、少子化対策というものも今、前よりは大変手厚くなっておりますから、これもつかまえて、就学前までの医療費無料化、進めてくださるように最後をお願いをして、終わります。

6番（萩野忠好君） それでは、質問をさせていただきます。きのうは、私どもの自民党清新会の教育論が大変立派なことでありまして、私たちも非常に感動しました。昨日が一番最終日なら、なお盛り上がったなという感じがします。

きょうはきょうなりに一生懸命頑張っただけでまいりたいと思うのですけれども、まず福祉関係について質問をさせていただきます。

まず最初は、障害者自立支援法でございます。

この件に関しましては、いろいろと過去議論されてまいりました。ことしの2月に法案が国会に提案されまして、8月に衆議院で可決、そして参議院において審議する予定でありましたけれども、衆議院解散に伴い審議ができず廃案となったわけでございます。しかしながら、衆議院選挙が済みまして、9月30日の特別国会にこの法案が再提案されました。そして、参議院から審議が始まり、10月31日に衆議院において可決、来年4月から施行されることになっております。

そこで、障害者自立支援法の福祉サービスにかかる利用者負担が、生活保護世帯を除き

1割負担となってまいります。また、住民基本台帳の所得から、この負担金額等についていろいろとふえてまいりますけれども、大部分が80万円以上ということになると、負担となってくるわけでありまして、したがって、これは介護保険制度導入のときのように、国も中身についてはいまだ検討中ということで、詳しく説明がされていないようであります。何か自立支援法が先走りしているような感もあるわけでございますけれども、いずれにしても、もう4月1日から実施していくわけでありまして、今後において各市町村の取り組みも大変になってくると思います。しかしながら、障害者についても多くの方は自立支援法について詳細がよくわかりません。現段階で行政担当者として把握できていることがあれば教えてください。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この法案が10月31日に国会で承認されて、11月7日に公布されております。この法律の中身を見ますと、政令または省令にゆだねられている項目が213項目ございます。それで、その一部が今月末、それからまたその後が3月末に示されるようになっておりまして、私の方も中身がわからないので、今、非常に現況困っているような状況になっております。

6番（萩野忠好君） この制度も、先ほど申し上げましたように、介護保険にそっくり似たものもあるようでありまして、ケアマネジメント制度を取り入れていくということですが、これはどのようにしていくのでしょうか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

まず、障害者並びに家族の方から相談に応じて障害者個々の心身の状況、それからサービス利用の意向、それから家族の意向をお聞きして適切な支給が決定されるとともに、さまざまなサービスが組み合わされて計画的に利用される、こういう仕組みを「ケアマネジメント制度」と言っておりまして、これが制度化されることになっております。

6番（萩野忠好君） そうしますと、このケアプランが示されてきます。そうすると、障害者が申請主義によりサービスを受けたいと書類を提出するわけです。そうすると、その後はどうなるのですか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

まず申請しますと、私どもの方で、今の案では106項目の聞き取り調査をするようになっております。これをコンピューターに入力しまして、1次判定が出るようになっております。1次判定は要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の六つの区分に判定がされるようになっております。その次に医師の意見書並びにその方の特記事項を付して、私の方が立ち上げます市の審査会に書類を回します。審査会では2次判定をここでして、障害継続分の認定をするようになっております。その後、市の方にそれが返ってきますので、市はそれを見て、内容を見てサービスの支給決定をいたします。支給決定をすると、本人さんに通知をするようになっておりまして、それからサービスが受けられる、このような流れになっております。

6番（萩野忠好君） 今聞いて、申請からの流れというのは少しはわかったのですが、いずれにしても原則1割の負担が決まっております。減免の方法も何かあるようでございますけれども、サービス量と所得により負担金の額は、それではどのようにして計算されていくのですか。

障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

今回も1割負担が定率になっておりますけれども、所得のない障害者にとっては、もうこれは大変な問題であるということで、さまざまな角度から検討されていると聞いております。最終的には減免や個別の減免制度なんかも入ってくるようになりますが、例えば所得区分につきましては4段階に分かれております。その基準も住民票の世帯を単位として、

生活保護世帯はゼロ円、それから低所得1の世帯は1万5,000円、低所得2の世帯は2万4,600円、一般の世帯は4万200円ということで、1カ月の上限額が定められております。また、世帯のとらえ方につきましても、税制度や健康保険制度で扶養家族になっていない場合は、同一世帯に家族がいても障害者とその配偶者のみの所得として計算する、こういうような仕組みになっております。

6番(萩野忠好君) そうすると、今、施設に通っていたり、それからグループホームを利用している人がいます。そういう人たちが、食費などに今度1割負担をしなければならぬような状況になるのですけれども、この辺についてもやはり全部出していくということですかね。

障害福祉課長(村田忠徳君) お答えいたします。

自宅で暮らしていても施設で暮らしていても、費用負担が公平になるように原則1割の負担ということになっておりますけれども、所得の低い方につきましては、減免措置が検討されております。また、通所サービスにつきましては、食費の3分の2が免除されるようなことになっております。また、入所されている方につきましても、軽減措置がされることになっております。

6番(萩野忠好君) 福祉サービスの負担関係は、おおむね今聞いて少しわかったのですけれども、大事なことは、今度はまた医療費がございます。医療費についても統合されて、今度、自立支援医療費ということであるそうですが、この概要はどのようなものが、教えてください。

障害福祉課長(村田忠徳君) お答えいたします。

現在、三つの方法に分かれておりまして、それを今後は一緒にやっというところになっております。精神疾患の通院分それから更生医療、育成医療と一緒にして、制度間の負担の均衡や制度の安定性の確保の観点から、定率1割の負担が入れられて、入院時の食費負担がまた導入されることにもなっております。この制度につきましても、福祉サービスと同様に所得段階に応じて生活保護世帯はゼロ円、それから低所得1の世帯は2,500円、低所得2の世帯は5,000円、所得税額30万円以上の世帯は、上限設定額がないということになっておりまして、また所得の判定基礎である世帯の判定につきましても、医療保険が異なれば別世帯とカウントすることになっております。また、在宅で治療を受けていても入院で治療を受けていても、費用負担が公平になるよう、所得の低い方につきましては軽減がされることになっております。

6番(萩野忠好君) 今、皆さん方もお聞きして、今度のこの自立支援法については、負担もさることながら非常にややこしいというのは感じていると思います。わかりにくいし、また前半でさっきお尋ねしたケアマネジメント制度が今度導入されるということですが、これは非常に市役所の窓口においては、相当いろいろと仕事がふえてくると思います。例えば介護保険のケアマネージャーの資格を持つ職員はいらっしゃいますけれども、これからこういうふう自立支援法がなると、そういう方々がやはり多くその職場にいなければ仕事の量といたしますか、それが1日大変な仕事になって、次の段階に移っていかないということでありまして、これは非常に混乱されてくるようにと私は思っております。

そこで、別府市も、いずれにしてもこれは導入されてくるわけですから、このケアマネジメント、あるいはその他担当障害福祉課の職員などの人員配置がやはり重要な役割をなさってくると思うのですが、その辺を十分気をつけていかなければ相当混乱し、あるいは市役所の担当課が一番文句を言われる、そういう事態になると思うのですが、その辺のお考えはどう思っていますか。

障害福祉課長(村田忠徳君) お答えいたします。

現在、私どもの職員は、自分の仕事をもちながら窓口に出てお客様の対応をしております。

ます。したがって、専任の職員は置いておりません。したがって、今度このように1次判定のために106項目の聞き取りをしたり現場の実態調査に行ったり、そういう仕事になってきますので、介護保険のように専任の職員または嘱託職員等ができればそういう資格を持った方を配置して、2次審査会の方にかけていく、そういう流れにしたいと思っております。この制度につきましても、障害者の方はよくわかる人でないとくあいが悪いので、できればそういう職員を配置しながら、事務の流れがスムーズにいくようにやっていきたいなと思っております。

6番(萩野忠好君) それからもう一つお尋ねしますが、市内に精神障害あるいは身体障害、知的障害ということがあります。その中で小規模作業所がありますけれども、このような施設といえますか、これはこの法によってどのような位置づけになっているのですか。

障害福祉課長(村田忠徳君) お答えいたします。

この自立支援法では、大きく分けまして自立支援給付と地域生活支援事業に大きく分かれております。この地域生活支援事業というのが市町村のやる仕事になっております。したがって、その中で今、議員のおっしゃる小規模作業所は、地域活動支援センターというような項目が実は今示されております。でも、これはまだ流動的で正式に今決まっておるわけではないのですけれども、前回の課長会でそういう説明がされております。したがって、まだはっきりしないのですけれども、私の方としましては、今回この法によって施設関係の今までの分は33の事業があったのですけれども、これが統合されて六つの事業になる。その中の地域生活支援センターということになっておりまして、今後示される政令・省令の動向を見守っていききたいなと思っております。

6番(萩野忠好君) 先ほども申し上げましたように、今度のこの支援法につきましては、性急過ぎて、ただお金の問題だけで進めているような気がします。国もお金がなくなったので、何とかいろいろな工夫をしながら皆さんに負担もしてもらいたいということがありますけれども、障害者というのはなかなか自立して、そしてお金、収入を得るということではできません。そういう状況を国はよくわかってないような気がします。どこまで親の気持ち、障害者もその辺の気持ちはわかっているのかな、また障害者に対する温かい気持ちがあるのかな、そういう気がしてなりません、いずれにしても、もうやっていくということでもあります。やっていくうちに、またいろいろな疑問点や反省点も出てくるのではないかとということで私は思っていますけれども、またそのときはそのときでいろいろな工夫なり考え方を変え、また制度を変えていただきたいと思います。これからの財源も国・県・市も大変な時期になってきますが、非常にこの障害者に関する、あるいは福祉に関するお金が市町村もウナギ登りになって、財政が厳しくなる一方となってきます。その点につきましては、財政は厳しくなりますけれども、やはりそういう弱者といえますか、特に障害者、生まれながら障害を持っている方もいらっしゃるし、また途中で障害になる方もあります。私たちも年をとっていけば、今、認知症という病気がありますけれども、いずれは何かかんか自分でも判断がつかない、わからないというような事態に陥ることもありますので、その点については特に障害福祉課においてさらにいろんな勉強をされて、そしてよりよい市民のサービスに努めていただくようお願いを申し上げたいと思います。

障害福祉課長(村田忠徳君) お答えいたします。

障害者の皆様が少しでもこのサービスが受けられるように、また事務についても遺漏のないように取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

6番(萩野忠好君) それでは、次に移ります。次に、保育園児の休業に対する取り組みについてです。

現在、公立保育所と私立保育所がありますけれども、これは何カ所で何人の児童を預かっているのでしょうか。

児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

11月1日現在の状況ですが、公立保育所は8カ所で、児童数は540人でございます。また、私立の認可保育所ですが、18カ所で1,506人。合計2,046人となっております。

6番（萩野忠好君） 今お聞きしましたように、この別府市内でも2,000人の児童を毎日保育しながら預かっているということであります。保育士の方々にも本当に御苦労なこと、また並み大抵のことではないと思っておりますが、その中で私が心配しているのは、子供さんたちがそれぞれ家庭から通園してくるわけであります。今ちょうど寒い時期にもなりましたけれども、風邪などの病気がちの子供も預かっていると思うのですが、そんなとき、急に発熱などあった場合にはどのように対応しているのか、その取り組み等について教えていただけませんか。

児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

毎朝児童をお預かりする際、保護者から家庭での児童の様子を保育士が聞きまして、その時点で高熱があれば家庭で治療をしてもらい、また園の方に来てから発熱などすれば、緊急連絡先である御両親に連絡をしまして、迎えに来てもらうなどの対応をしているところでございます。また、そのほかけがなどで急を要する場合は、囑託や、あるいは最寄りの病院に連れていくか、最悪、救急車の手配をするように、そういうふうなことをやっています。

6番（萩野忠好君） それではちょっと変わって、次に保健医療課に伺います。

これは私も難しいとは思っておりますけれども、大事な提案でありますから申し上げます。例えば朝起きてみて、そういう保育園児がぐずついたり風邪を引いた。何かこれはぐあいがよくないなと親御さんが心配します。しかし、保護者においては当日勤務がありますので、保育所の方に連れて行きたい。しかし、保育所に行きますと、ちょっと様子がおかしいと、「それはお父さん、お母さん、病院に行って診てもらってください。うちでは到底これはちょっと預かれません」、そういうことを言われると思うのです。しかし、こういう保育園児が急病になった場合、保育園にかわって病気の子供を一時的に預かっただけの小児科病院あるいはそのほかの施設、そういうものがあれば、お母さんたちは安心して勤務することができるのではないかと思うのです。そうすることによって、今いろいろ問題にされております子育てとか、あるいは少子化対策、そういうようなものに対しても少しはよくなってくのではないかと、そういう気がします。この件は非常に難しいと思っておりますけれども、やはり病気になったら、ちょっとそういう小児科病院なりどこかが預かるようなシステムを、別府医師会さんあるいは関係機関と行政から話をさせていただいて、実現できるようにしてほしいというのが私の要望であります、その点いかがですか。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

急な病気のお子様を保護者にかわって小児科病院に併設した施設で保育士や看護師が保育に当たる病児保育児童については、核家族化が進む中で育児と仕事の両立を図り、安心して子育てができる環境を整備する上からも必要と現在考えております。他市の事業内容、運営方法等を十分協議し、また医師会等とも十分話し合っていきたいと思っております。

6番（萩野忠好君） 非常に難しいと思います。これは市長、助役さん、それからそれぞれの関係部長におきましては、ぜひ医師会等にお話をして、そういうところが別府に一番先にできると、他市もまねして非常にいい結果が出てくると思うのです。これは別に重病人を預かるということではありません。朝起きてみて、ちょっとぐあいが悪いなということで、親御さんにしては保育園に本当は預けたいのですけれども、しかし、保育園に行

くと預からないということですから、自分も昼間で休まなければならない。そういうことになると今度は勤務先において、「あの人はよく休む」とか「よく病気する子を持っている」ということになると、今度は自分も勤めにくくなってまいります。そういうことも考えられますので、ちょっとしたそういう小児科病院で預かっていただければ一番ベターだなということがありますので、ぜひひとつその辺をまたよろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に移ります。観光行政についてですが、これは私も観光経済委員の一員でありますから、委員会の中でもいろいろお尋ねすることもできるわけであります。しかし、なかなか委員会の中ではほかの審議がございまして、お尋ねできない面も多々ありました。そこで、少しだけ私が身近に感じていることを、この際、お許しを願って質問させていただきたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、別府駅及び駅前通りの「油屋熊八ロード」について伺います。

別府駅がきれいにリニューアルしてまいりました。どう変わったか、率直な感じをお聞かせください。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

別府駅に聞きましたところ、対前年度の乗降客数は、まだ今は出てないということですが、にぎわいという点では大変なものがあるというふうにお聞きしました。明るく清潔感にあふれ、交通の要衝として市民の方にもより親しまれていると感じているところでございます。

6番（萩野忠好君） 今、リニューアル後のことをお聞きしました。しかし、きのう、17番議員さんからも出ておまして、私も別府駅に行って感じることは、トイレの不便さと待合室であります。特にトイレの位置については、もうこれはだれしもがわかりにくく、そして男女のトイレの数も少ないわけであります。しかし、前のときは待合室の横に1カ所大きなトイレがありまして、男女左右にございましたけれども、これは非常にわかりやすくて便器も多かったので利用しやすかったのです。ただし、ちょっときれいではないということで随分私も観光協会におって苦情を受けました。しかし、現在できているのを見ますと、非常にわかりにくいし、トイレの1カ所にある数も少ないわけであります。ですから、これについては、ここの議会でもたびたび出ると思うのですけれども、早急にふやすようにJRを話をして取り組んでいただきたいと思いますと思うわけです。

それから、待合室においても、前は待合室というのはある程度壁とといいますか、塀があったのですけれども、今、あそこの待合室は、真ん中にただいすを置いているだけでありまして、非常に数も少ないわけです。今から寒くなりますと、とても列車を待っている人は、あそこで座って待てといっても、いすは少ないし、立っておかなければならないということで、非常にこれも苦情が多くなることは私は間違いないと思っているわけですから、この待合室についてもいすをふやすなり、少しは工夫が要るのではないかと、そういうふうに思っております。ぜひこれについては別府駅にまたよく言ってください。

今、別府駅の閉店時間はどうなっているのですか。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） 駅の時間でございますが、駅はちょうど深夜の1時半から同じく深夜の3時半までが閉まっております。それ以外はあいております。

それから、トイレでございますが、トイレは駅構内や「Passage」など4カ所に置いています。以上のような状態でございます。

6番（萩野忠好君） トイレも、それはあるのがばらばらありますけれども、やはりわかりやすく、そして1カ所にやっぱり多くのトイレをつくらないと意味がないと思います。そして、聞くところによると、トイレの問題をいろいろ言われたので、「JRさん、あなたのところもふやしてください」と言うと、JRの方は、「いや、それは駅の中の分につ

いては多少私どもがしますけれども、何も列車に乗る人だけがそれを利用するのではない。別府市民もあの周辺に来てするのだから、別府市のトイレもつくらんと」というようなことを言われたとか言われんとか、何かそういう話も聞きました。ですから、そういうことはお互いのただ言い合いっこだでありまして、いずれにしても現実的にやはりあればやり直さないと、またこれはトイレの問題は、観光イメージを崩すようなことになってきますので、今後はぜひ別府市とJRが話し合ってください。お金が多少両方で出す分に最終的になるとしたら、今後、駅の裏のリニューアルも、西口あるそうであります。ですから、なるべくあそこの中心に近いところにそういうトイレをつくってほしいと思っております。

それでは、次に観光案内所についてお尋ねしますけれども、今、観光案内所には別府市観光協会それから旧SOS室、タクシー協会の、その3者が一緒になっていますが、どのような状況ですか。別に問題はありますか。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

従来、別個でありました外国人旅客案内所――旧SOS室でございますが――と観光協会の案内所さらにはタクシーの案内所も含めて、今回の駅リニューアルに伴い同じ場所で案内をしております。組織・運営手法等が異なりますので、当初はその点につき若干の違和感が見えたものもございました。しかしながら、お客様に御不便・御迷惑をおかけしないようにという観点から、JR、市、観光協会、外国人観光客案内所のスタッフなどと一緒に、よりよい観光案内所づくりの現在協議を行っており、皆さん方も別府観光を守り立てようという気持ちは同じでございますので、一緒になって課題は乗り越えていけるものと考えております。

6番（萩野忠好君） 旧SOS室の人は、やっぱりボランティアグループであります。観光協会のあの案内所にいますと、多少お互いに遠慮もあります。そういうことによってサービスが低下すると困りますので、その辺は皆さん仲よく、よく市の方からも指導といいますか、お願いをしていただいて、うまくお客さんに対してのいい印象、いいサービスをしていただきたいと思えます。

その中で、私は将来的にはやはり一本化した案内所運営、これが望ましいと思っておりますので、それぞれ壁をつくらず、皆さん、英語のできる人あるいは外国語のできる人、そういう人があの案内所の中にいてすべてのサービスをしていくということがいいのではないかと考えております。これは今後の課題にしてください。

それから、今回、JR別府駅に湯だまりのモニュメントが完成されまして、近々その完成式があります。これはできたということは非常に喜ばしいことでもありますけれども、私が望んでいた足湯がなくて、ちょっと残念でなりません。足湯については、いろんな問題も指摘されました。しかし、由布院駅では、最初はこの議場でも出ましたけれども、管理が難しいと言われているということで、やっぱり足湯は別府駅はちょっといろんな人が来て、管理上難しいのではないかとということでできないと言っておりました。しかし、現実的に由布院駅も先般の新聞で見ましたけれども、5万人の利用者が出て、そして大変好評である、大好評である。そしてまた、ほかにJRの駅にある主な足湯、若干調べましたけれども、熱海駅。これは私も熱海駅で足湯に入りました。それから福島県の湯本駅。これは湯本駅で私も見たことがあります。長野県の上諏訪駅。これは私は行ったことはありませんけれども、ここもあります。そのほかいろいろなところがあるわけですが、この由布院駅と先般姉妹提携を結びました京都の京福電気鉄道、これは私鉄です。ここの嵐山駅に足湯ができて、これは昨年9月に完成して、1年間でもうすでに10万人を超えたそうです。ですから、由布院駅の5万人と向こうの10万人とが今後仲よくやって、JRと私鉄で頑張ろうということになったそうですが、やはり足湯というものは、私は今の部分では大変大事なことはないかと思っています。

そういうことで、いろいろ若干のいきさつとかあったにしても、別府駅に今回その足湯ができていたらどんなにすばらしかったかな、そういう思いがしてなりません。ですから、やはり行政というのは、そういうことではなくして、よそにもあって、よそが好評な場合にはそういうのをどんどん取り入れてやっていく。しかも、別府は日本一の温泉地であります。日本一の温泉地が本当は率先してそういうものをつくらなくてはならないのですけれども、別府の観光をいろいろ見てみますと、私も反省しているのですが、どうも後手後手、そういう感じがしてなりませんので、今後はぜひ、まだ間に合います、別府駅の先ほど言いました西口のいろいろリニューアル、その際に、足湯とトイレの問題等を含めたいろいろなことをJRと真剣に話し合っていたきたい。少しぐらいのお金は別府市が出しても、私はやるべきと思っております。積極的に今度働きかけてください。やっぱり別府駅は別府の顔でもあります。どうぞその辺はよろしく願いをいたしたいと思えます。

それから次に……、足湯の何か御意見があれば……。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） 議員も御指摘されましたが、モニュメントの設置の委員会の席においても、足湯の御意見が出されましたが、いろいろな御意見、広さや管理等の問題で今回見送られております。今後の駅開発等をにらみながら、可能であればということになるかと思うのですが、JRと、トイレも含めて協議をしていきたいと考えております。

6番（萩野忠好君） 本当に別府駅も新しくなったので、駅も真剣に取り組まないと、今度は乗降客も減ってくるし、駅周辺のにぎわいもできなくなると思いますので、よろしくお願いします。

次に、駅前通りについてお尋ねします。

駅前通りシンボルロード整備に関連しまして、これは「油屋熊八モニュメント」の計画があったそうですが、都市計画課、どうぞその辺について説明願います。

都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

別府駅前通りにつきましては、平成3年度から平成7年度まで、シンボルロード整備事業として国の補助をいただきながら事業を行いました。この事業におきまして、駅前シンボルロード事業のデザイン等について協議する都市デザイン会議を平成5年に立ち上げ、有識者や駅前通り会、地元自治会、行政の18名から構成しております。平成10年までに計5回の会議を開催しております。その内容ですけれども、駅前通りに関する街路と、今、議員の方から話がありましたモニュメント、北浜地下道の上屋のデザインや植栽の種類などについて協議を行っております。この会議で、モニュメントの設置につきましては彫刻の設置という方向で進みましたが、この5回の会議では、資金面、彫刻の内容、設置場所等につきまして、結論が出ないまま道路整備事業が終わりましたので、この会議も立ち消えというふうになっております。

6番（萩野忠好君） それでは、ONSENツーリズム室に伺います。このたび、別府市の今、駅前広場のモニュメントができたのでございますけれども、先ほどもちょっとお話が出た、10数年前から駅前通りにモニュメントの話がありました。私もこれは聞いております。しかし、今回これをつくるときに、そういう関連というのは考えなかったのでしょうか。また、この湯だまりに決定するまでの経過を簡単に説明してください。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

モニュメントデザイン検討会議の中で「油屋熊八像」を含めて鬼の像なども検討されましたが、小学生のアンケート集計結果――別府に対するイメージでございますが――第1位でありました湯だまりを基本として設置することに決定しました。委員の中からは、過去にあったシンボルロードの話も出されましたが、御説明した経緯の中、またこれは駅前広場のモニュメントでございまして、モニュメントの基本は湯だまりとなった次第でござ

います。

6番(萩野忠好君) この湯だまりができる以前に平成16年3月に、これは別府商工会議所を初め6団体から、別府駅と駅前通りについては、ぜひ別府市さんの方もモニュメントを設置してほしい、そういう要望書が出ているはずですが。本年、別府商工会議所が何とかこの別府駅前通りに油屋熊八翁の遺徳をしのいでモニュメントをやっぱりつくりたいということでありまして、目標は次期ということでありまして。「熊八夢ロード」ということで今考えているそうですけれども、これは仮称です。その準備会をつくって、6月28日に建設推進協議会を設立して推進していくことになっておるようでありまして。今後、別府市としてどのような支援あるいは協力をしていくつもりか聞きたいのです。

ただ、私も見てみますと、行政の中でいろいろな課がありまして、「これはうちではない」、「これはこっちにも関係する」と言っていて、どうもわかりにくい状況でありますから、この辺がなかなか私自身も理解しにくい点があります。

この質問を観光行政というとらえ方で私はしているのですけれども、確かにONSENツーリズム局、しかし、そこの中にはハード的になさる人はいないわけでありまして、いろいろと難しい状況があるようでありまして。駅前通りにおいては、今度県道とか道路の関係で土木とか都市計画、そういうところが担当しなければならないということでありまして、そういうことでなかなか、どの課に行きどういうふうにしていくのかなということが、なかなか理解ができません。だから、先ほどのトイレもそうですけれども、あれは駅の観光の方が来るから、これは観光課だということになるかもしれませんが、その辺がもう少し市の内部でよく連携をとりながらやっていかないと、ただこれは、観光というのは、別府はほとんど観光で結びつければ観光になるわけですから、観光課が、今はONSENツーリズム室ですけれども、そこが全部やられるわけはありません。そういうことで、やっぱり連携とかすみ分けをこれから今後きちっとしていただきたいと思っております。

それから、別府観光戦略会議の答申の中にも、別府駅前に温泉広場の整備、中心市街地活性化、温泉と別府の歴史をテーマとしたモニュメントの整備、油屋熊八モニュメントなどが提案されておるわけです。今後、別府市についてこれらを積極的に協力して官民一体となつてつくり上げていただきたいのですが、その辺はどう考えていますか。

観光まちづくり室長(中尾 薫君) お答えいたします。

市長も、ツーリズム推進は、観光まちづくり室やツーリズム局だけの問題ではないと繰り返して申しております。現在、各課にわたる問題が非常に多いわけがございます。ツーリズムだけでなくすべての課、そういうことであろうかと思っております。そういう観点では連携システム等は非常に大事であり、また、ツーリズム振興上でも大切な要素でございますので、さらに改善に向けて関係各課と協議をしていきたいと思っております。

また、観光戦略会議の答申につきましては、基本戦略としてとらえております。ただ予算上の問題それからいろいろな問題がありまして、各課で十分一緒になって吟味しながら推進していきたいというふうに考えております。

6番(萩野忠好君) それでは、次の質問ですが、観光客に対するインフラ整備と歓迎について伺います。

まず、観光客に対するインフラ整備ということですが、特に案内看板について伺います。

現在、別府市において主な案内表示看板や施設看板など、どのような宣伝をしていますか。教えてください。

観光まちづくり室長(中尾 薫君) お答えさせていただきます。

本年1月に庁内に関係各課から成る別府観光案内板検討委員会を立ち上げ、看板の統一性や整備手法、優先順位などの検討を現在行っております。当面は、まちづくり交付金に

よりも整備を行っています鉄輪地区の看板の整備・デザイン等の意見を取りまとめ、担当課に具申したところでございます。

6番(萩野忠好君) 案内看板類について、年間予算はどのくらいですか。

観光まちづくり室長(中尾 薫君) お答えいたします。

本年は、看板整備を重点目標として、整備として1,000万、それから一般の修繕料として300万を予算計上しております。整備につきましては、現在、検討委員会で10回ほど開催しておりますが、国においても、観光活性化標識ガイドライン検討委員会が開かれておまして、その状況や、今回補正をお願いしておりますルネッサンス事業でも、民間で行うような看板整備事業も行われております。また、さらには旅館などと意見交換を行っておりまして、その中で看板の御意見も出ておりますので、そこら辺を総括して早期に取り組むようにしております。

6番(萩野忠好君) 1,000万円以上使われているということでございますので、内容について本当はお聞きしたかったのですが、もう時間もありませんので、またの機会にします。

しかし、看板類は、表示不足や看板の汚いものがあります。時々こういう点について調査しているのでしょうか。

観光まちづくり室長(中尾 薫君) お答えいたします。

先ほど申しました検討委員会委員の皆さんが、各地区の看板の現状等の調査に回っていただいております。また、市民の方からの情報等もいただきまして、必要に応じて修理をしているところでございます。

6番(萩野忠好君) それぞれが見られて注意しながらしているということですが、私が身近なところで感じたことを申し上げます。

まず、竹瓦温泉の案内看板は、国道10号線にありません。そしてまた、竹瓦温泉というのは、中に入っているののでわかりにくいのですけれども、ただ流川の駐車場のところに一つハイカラの看板がありますが、あれは小さくて、もちろんハングル語、英語と三つを入れていきますので、字が小さいかもしれませんけれども、ちょっとわかりにくい。

それから、同じく国道10号線の今、楠港の跡、今度はHANABIファンタジアがありますが、台風であの真ん中がちょっと破れてそのまま、随分数ヶ月放っているような状況であります。今度、クリスマスもあります、あれはちょっとみともないと思うのですが、ああいう補修はやっぱり早急にやるべきと思っております。

それから、市役所のすぐその上にある観光シンボルマークがあります。これも私も数年前からちょっと言ったことがあると思うのですけれども、色がはげ落ちて、観光シンボルマークが死んでおるような状態でありますから、早急にあれは、ただ色だけを塗ればいいわけであります。

それからもう1点は、国道10号線の関の江海水浴場にある、「いらっしやいませ別府」の大型看板が、これは脇屋市長時代につくったので、私もあのときは見ておりました。その横に松林がありまして、その木も随分大きくなって、それを遮っている。「ようこそ別府へ」というのが、もう何か見にくいのですね。ですから、あれは木を移植するか、看板をもう少し国道線に出すかして、せっかくあれは大分かった看板でありますから、そういうものについてもひとつ検討されてください。

別府市内をあちこち見ますと、かなりそういう身近で気がついてないところもあるかと思うので、今後、十分に調査をして、そしてまた修理等をしていただきたいと思っております。

それから、次に歓迎についてお伺いいたします。

以前は、観光協会等において講習会、あるいは旅館組合でも行ったわけですが、

そういう接遇についての講習会は、現在どのようにしておりますか。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

観光協会において観光関係従事者を中心に、昨年度、ことしと名前が違っておりますが、昨年度、「スピタリティーマインド研修」という形で行っています。

6番（萩野忠好君） 今、別府市もそういう接遇面に力を入れて、玄関において職員研修としてお二人が立って、いろんなあいさつ運動も行っております。それは立派なこと、よいこととは思いますが、表も大事でございますが、受付の女子職員が2人いますね。あの中に入るといろいろな方が来ているいろいろなことを聞いてきます。また、特に何か文句を言う人もおりますけれども、そういう実践的にあの中にいる方が、まだまだ本当のいろいろなお客さんの気持ちがわかってくるわけでありますから、いずれにしても、今、フロアマネージャーもつくりましたけれども、中においてそういうお話も聞いたり、どこが何階に何がありますという案内をすれば、なお一層よくなるのではないかと考えております。

私の言いたいところは、これはもう皆さんも御承知とおりますけれども、旅館においても各施設においても、お客さんが来られて第一印象が一番重要なことであります。そういうことで第一印象によってその会社なり施設などが評価されるわけでありますから、これは最大の努力をしなければなりません。そういうことで、以前はお客さんに対しての接客のマニュアル・冊子等もつくっておりました。今、こういうのは別府にありますか。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

現在、別府市では直接的につくっておりません。ただし、助成をしておりますが、旅館組合連合会の方で接遇や苦情対策などのマニュアルをつくって、皆さん方で利用しているというような状況でございます。

6番（萩野忠好君） 講習会、指導に来られた先生にお聞きしますと、やはりお話をするよりも、もう実践ですね。頭の下げ方から言葉の使い方、そういうのを一緒に、ラジオ体操ではございませんけれども、みんなやって教えていく。片一方は、講師の先生が一方的にお話をしても、聞いている人には「ああ、そうか」というだけでわかりませんが、実践、自分が頭を下げたり、お話をそこでみんなの前で「いらっしゃいませ」とか、いろいろお話をすると、やはり恥ずかしいと思っておりますけれども、それがどんだんなれてきて立派な教育がされていくわけであります。そういうことで、今後ぜひ勉強されてほしいと思います。

しかし、別府市も何かトキ八さんに行って新人の社員教育をされるということをお聞きしたのですが、その辺はどういうふうになっておりますか。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） 人事の部分は、所管課は別でございますが、前にありましたので、以前はホテル・旅館等で新採用職員研修にそのような形で行っていましたが、現在はそれはやってないというふうに聞いております。

6番（萩野忠好君） それから、歓迎をする意味において受け入れの歓迎ポスター。これは以前つくってございました。私も親切運動や、それから大きな団体があるときにそれを旅館組合、料飲組合、それから施設に張っていただいたことがあります。こういうことが過去あったのですが、このごろは余り見かけません。時々何か料飲組合さんの方では表の入り口に張っている大会を見たことがあります。現在はどのようになっているのでしょうか。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

現在、歓迎ポスターなりをまとめてつくって、組織的にお客様をお迎えするような体制づくりができてございません。そこらあたり、連絡も含めてそういうものを早期に再構築したいというふうに考えております。

6番(萩野忠好君) 私も同感です、同意見ですけれども、大会や大口団体の利用については、まず市と観光協会の方に「パンフレットをください」とかいろいろ申し込みが来ます。またピーコンあるいは中央公民館、今度、アリーナもできましたので、そういうところにいる、まず第一歩で来るわけであります。ですから、そこから聞いたら、観光協会なりどこか一番リーダー的音頭をとっていただいて、どういう団体が来るということで、旅館それから商店街、旅館組合、飲食業等に流していただきたいのです。そして、それには統一看板のポスターをつくって販売したらいいと思うのです。前はただで差し上げておりました。しかし、ただであげると、それは「こういうものか」と、張っているところも張らんところもあったり、何か余りありがたいような気もしません。

そこで私は、例えばそういうのは1枚、それぞれの団体に500円で売るとかして、そして各お店でやっぱり、「別府によっこそいらっしゃいました」という、そういう統一の看板をぜひつくっていただきたい。よく大会においては、「何々様全国大会御一行様」というのがありますけれども、あれは非常にいい気分、飲み屋さんもそれを見て入っているのを私も数軒見たこともあります。ですから、そういうふうにぜひしていただきたいと思っております。やっぱり、お金を取る方が熱心になってくると思いますので、よろしくをお願いします。

それから、別府市民憲章に大変いい、「お客さまをあたたく迎えましょう」、こういう憲章があります。これについては、皆さん、気持ちはわかるのですけれども、実践的に本当に別府市民が思っているかどうか。これは常にいろいろな機会をとらえてこの検証をほしいと思います。そこがよくできている職場があれば、別府市もぜひ職場表彰をしていったらいかがでしょうか。

また、そのほかいろいろなアイデア等もあれば、やっぱりお客様を温かく迎えるにはどうするのが一番いいのか、そういう審査もする必要はあるのではないかと思っております。そういうことで、今後一生懸命に來られるお客様に対して温かく迎える別府市になってほしいと思いますが、最後にそういう点について担当課としていかがですか。

観光まちづくり室長(中尾 薫君) お答えいたします。

いろいろな御提言をありがとうございました。訪れる方が満足して帰っていただく、そしてまた来たいと思う観光地が、最も強い観光地だというふうに考えております。現在実施しています旅館でのアンケート調査でも満足度調査というものを行っておまして、満足度向上というのが一つの目標でございます。観光立市としての別府市が、さらに振興を図るためにツーリズムという概念を導入しておりますが、その根底にはそういうふうな温かくお客様をお迎えする、そういう風土等が必ず必要だというふうに考えております。そこらあたりをしっかりと認識しながら具体的な施策なり方法というものを関係機関と詰めていき、市民憲章が身についたものとなるように努めていきたいと考えております。ありがとうございました。

6番(萩野忠好君) そのほか、ちょっとお尋ねもあったのですが、時間もまいりました。次の機会に今いろいろ言われておりますマンション問題もありますけれども、高さ制限とかあるいは景観、そういうことについてお尋ねをしたかったわけです。次の機会に景観法とか、あるいは今度新しく景観緑3法というのがあるそうでもありますから、そういう面に対してもひとつ別府の環境づくり、これを皆さんでよく考えて、そして立派な、住みよいまちづくりにしていくように、皆さんで努力をしていただければと思っております。次の機会にさせていただきます。

議長(永井 正君) 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長（堀本博行君） 再開いたします。

29番（首藤 正君） 昼からの1番です。昼食後で少し眠たくなるかもしれませんがけれども、皆さんを眠らせないように質疑をしていきたい、このように思います。

市長、1枚のはがきを私は持っていますが、これは、今月初めに私のところに届いたはがきであります。主なところだけを読みます。

「母のことで別府市役所に初めて行き、びっくりいたしました。エレベーターがあるのは一般ですが、エスカレーターがあるのには驚きました。職員の方々もどこかほのぼのとして、ふるさとで生活できる人がうらやましく思いました」。

この後が、またおもしろいんですね。「友人に日本舞踊をしている人がいます。博多どんたくで参加された浜脇ぞっこんはチームワークもよく、まことにすばらしいとお聞きしました」、このように書いているんですね。

最初のことは、私は、議員として年末を控えて頑張っている職員、これをほめてやりたい、このように思います。後の方は、私は浜脇の住民の一人として、（笑声）ああ、うれしいな、このように思っております。

そこで、きょうは、教育問題に最初入っていきたいと思います。

新しい教育長、郷司教育長先生にかわりまして、私は、現場で恐らく3回お会いしたと思います。今まで現場で教育長さんに会うことは余りなかったものですから、今度の教育長さんは、現場を大変大事にしてくれているなということで、実は私なりに非常に好感を持ちまして、これからの教育委員会にける期待というものを大きく持っております。

きのう、自民党議員団の中から、エースの一人である13番議員さん、ホープの一人である2番議員さん、これが非常に高所の立場から、また、今、教育委員会が抱える問題の質疑をなさいました。その質疑応答の中で、私は、教育長、教育委員会の今後の方針・考え方が非常にわかりやすく理解できました。

そこで、きのうの質問と私の質問が重複しますので、重複する部分は全部省きたいと思えます。しかし、あと若干聞きたいことがありますので、この部分をお聞きしておきたい、このように思うわけであります。

私は、従来から別府市の子供たちの教育向上問題については、しつこく質問をしてまいりました。ことしの4月14日の県下の一斉学力テストの結果を見ますと、これはやっぱり惨たんたるものだと思います。15年に始まったこの一斉学力テストから傾向を見ますと、別府市がいつも最下位か最下位から2番目に来ている。今回の17郡市中で最下位が一つ、あとは全部最下位から2番目という、別府の教育の惨敗というべき結果ではなからうかと思っております。

今回、新しくこの成績が出た後に公表を行いました。この公表制度、この制度について教育長はどのように考えているのか、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

教育長（郷司義明君） 大変教育委員会の姿勢をほめていただきましたことを、厚くお礼を申し上げたいと思います。

なお、議員御指摘の今回の公表のことについての私見ということでお尋ねがございました。今回の公表は、御存じのように各教科のすべての観点をクリアした学校を、基礎・基本の身についた児童・生徒がそろっているという学校としてその学校を公表しておるわけでございます。なお、その公表に至らなかった学校は、その出た学校を一つの目標として自分たちも頑張るぞという姿勢で意欲を持って取り組んでいただきたいというところに趣旨があるというふうに私自身も受けとめております。その公表の趣旨は、私も認めておるところでございます。

ただ、この公表についても賛否両論がございます。議員も御存じかと思いますが、今私が申しましたように、授業改善や教職員の意欲の向上、その結果としての学力向上につな

がるという、いわゆる前向きな意見もございます。また、逆に、公表の仕方によっては、学校の序列化につながり、差別・選別の教育を助長することにはならないかというような、いわゆる反対的な意見もあることも事実でございます。ただ、そういった意見のある中、私は私の考えとして、この公表の趣旨を認めてまいりたいということをお答えいたしたいというふうに思います。

29番(首藤 正君) 平均到達度が目標値に達成したのは、別府市内で東山小学校ただ1校であったということですね。それで、今、教育長の話聞いていますと、この公表制度について所見を述べられました。もう一度確認したいのですが、賛成ですか、反対ですか。

教育長(郷司義明君) 私は、今回の公表については、賛成をする立場であります。

29番(首藤 正君) よくわかりました。賛成の理由も、今、教育長が申し述べました。

そこで教育長、提案ですが、今回は目標値に達した学校を発表した。しかし、私はこれでは生ぬるいと思う。別府市の小学校、中学校、全部の成績を思い切って教育委員会は公表すべきだと思うのですよ。それぐらいのことをやらないといけないと思いますが、その気はありませんか。

教育長(郷司義明君) 先ほど、公表の趣旨につきましては、私なりの考えを述べさせていただきました。この公表があって後、公表で名前が出た学校のいわゆる取り組み等を十分聞きたいという学校の要望によりまして、その学校の説明を聞く場を設けたり、それからまた実際公表、いわゆる名前が出ている学校の取り組み等を実際現地に行きどういった取り組みをしているかというようなことについても学ぼうという、各学校にそうした学力向上に向けてのいわゆる取り組みが高まってきていると私は判断をしているところでございます。したがって、ことしの公表というのは、それなりの教育効果がやはり出ておるといふふうにとらえておりますので、現状の公表ということで私はいいいのではないかといいふうにとらえております。

29番(首藤 正君) 私は、全くそうはとりません。今までの教育の成果が今回の成績に出ておるなんて、とんでもない話だと思いますよ。今までの成果が出ておるならば、成績にあらわれてくるではないですか。別府市だけ、今まで中身が悪いから出てこないのでしょうか。それを今までの取り組みの成果があったなんていう教育委員会の見解は甘い。教育は百年の大計である。日本をもものすごく隆盛させるのも減ぼしていくのも教育がもしれません。今までの取り組みが成果があったなんて、とんでもない話。

そこで、先ほど、「公表すると差別・選別の教育を助長する」と言いましたね。これはどういう意味ですか。

教育長(郷司義明君) これは、私が申した意見ではなくて、こういうような考えがあるということで一般的な考えとして申したわけでありまして、御理解を賜りたいと思います。

ただ――ちょっといいですか――今、議員のお話の中に、私が、「今までこういった取り組みが十分できているから」といふふうにお答えしたわけではなくて、今回の公表をもとにして各学校がその取り組みを始めたところであるということ申したわけでございます。

29番(首藤 正君) それなら理解をいたしました。

それから先ほど、確かに「差別・選別を生む」という言葉は、教育長が申したわけではありません、そういう意見もあるということでもあります。それで、こういう意見に惑わされてはいけないと思うのですね。「教育のためだ。これは教育だ」、こういう美名のもとにある中身を隠してしまう。ただ、「教育のためにこれは言えません」とか、「子供の教

育のために言ったらよくないです」なんか言われると、私なんか、「教育」という美名のもとにだまされてしまう。今のこの時代、教育の中身をやっぱりすべて出してしまおうというぐらいの教育委員会の姿勢が欲しいと思います。

公表の、先ほどちょっといい、悪いことを教育長が言いましたが、公表の本当の意図は何ですか。

教育長（郷司義明君） 公表の本当の意図と申しますか、先ほど私がこの公表についての見解を述べましたけれども、いわゆる目標値というものがございます。これは学習指導要領に沿って、それが到達しなければならぬ目標というのがあるわけで、その目標に学校の子供たちがどのくらい到達しているかということをしるすはかっていく。そのことによって、では、どこが自分の学校の弱いところか、自分の学校のいいところか。そういうことを学校で十分分析をして、そこから自分の学校の教育をやはりつくり直していくということに、今回の意図があったと私は受けとめております。

29番（首藤 正君） そうですね、いい学校を参考にして教育力を上げる。あとは各学校の先生方がそれを見て意欲的に取り組めるようなことをする。あともう一つは、やっぱり家庭、学校、地域、これが一体となって教育に取り組めるような、やっぱり成果が出るようにということの意図だ、このように思いますね。

そこで、東京都の荒川区とか和歌山県では、もうすべて公表していますね。ホームページでもずっと出てくるようになってきているのですね。私は先ほど言いましたけれども、教育長、どうですかね、別府市は大分県のトップを切って成績をみんな発表する。そして悪い学校は頑張ろう、いい学校もそれにおごらずにもっと頑張ろうというようなシステムをつくるべきだと思いますけれども、公表する気はありませんか。もう一度聞きます。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

荒川区の取り組み等については、十分承知しております。ただ、今のこの時点、今回の公表で進めていきたいというのが、私の考えでございます。

29番（首藤 正君） 再度申し上げます。全小・中学校の成績を公表するぐらいの勇氣を持っていただきたい、このようにお願いをしておきます。

では、今後、どのような取り組みを、今回の成績を受けてなさろうとしているのかお示してください。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

今回のテストのいわゆる結果というのは、先ほど申したように、各学校にとっては非常に貴重なデータになるわけでございます。まず、一人一人の子供たちのつまずきの状況を十分把握しなければいけないだろう、そのためのデータであろうと思っております。そして、そのデータをもとにやはり個に応じた少人数指導だとか、習熟度別学習指導を導入したり、それから学び合う関係づくりを取り入れ、いわゆる心の安定を図ることから子供たちの考える力は育っていくということについて、十分取り組んでいただきたい。強く、そういう面については指導していきたいというふうに考えております。

なお、教育委員会といたしましても、研究、いわゆる校内研究会、それから学校の方に設置されています学力向上会議等に積極的に指導主事等を派遣して指導に当たっていきたい。それからまた、授業の改善・充実を含め教員の意欲を引き出しながら、物心両面から教育委員会は支えていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

29番（首藤 正君） このことは、私は何度も聞いたのですけれども、いつも返ってくる言葉は、「校内研究会、学力向上会議をやって改善する」、こう言っている。きょう、教育長の答弁は、若干違いましたね。一味違う答弁をなさったと思います。私は、ぜひ教育長の今の信念を貫いていただきたい。

そこで、今、教育長からも出ましたけれども、学力向上会議というのはどういうことを

やっているのか、少し知らせてください。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学力向上会議の目的でございますが、各学校が、自校の児童・生徒の学習到達度や教育課程の実施状況等について評価を行い、学習指導や教育課程の改善に役立てるとともに、課題解決のための方策とその実現状況を保護者や地域の人々に説明・協議することにより、児童・生徒の学力の向上に資するとなっております。

具体的にこの会議でどのようなことが行われているか申しますと、基礎・基本の定着状況調査、いわゆる今回行われたようなテストの結果報告及びその分析結果の説明、学力向上定着に向けて学校の方針説明、取り組み状況の説明、課題の解決に向けた指導計画や指導体制の説明、家庭における取り組みの必要性等について話し合いがなされております。

なお、出席者につきましては、各学校の校長、教頭、教諭、学校評議員、保護者代表となっております。この会議は、今年度は6月と2月の2回実施するようになっております。

29番（首藤 正君） 今までの会議のあり方を、実は調べさせていただきました。余りにも形式的ですね。ただやっておれば、教育委員会はこういうことをしているということだけを言っているにすぎない。先ほども学校教育課長から出た地域との連携。地域との連携なんというのは、この中に全くない。だから、どのようにして本当に地域の連携をとるのか。今回の県のこの報告書の中にも、やっぱり地域との連携を非常に強くうたっているのですね。何となしに、さっき言ったメンバーでそういう会議をやれば、「やった、やった」と言う。中身の確認、本当にどのような成果が上がっているのかということを確認するのが、教育委員会の大事な仕事だ、このように思うわけです。

これからは――教育委員会、教育長が変わりました――教育行政のリーダーシップ、これは徹底的に強く発揮すべきだと思います。今までは、私はいいいとは言えない。たびたびここでは教育委員会、教育長とも私は大変仲のいい論議をしましたがけれども、十分ではない。

あとは、徹底した現場主義を図っていく。現場を知って物事を行っていただきたい。現場を知らないまま、皆さん方は机の上だけの議論をしている。これはいけない。今回、教育長が現場をずっと歩いて、子供や大人の方々に声をかける。声をかける姿勢は一貫して一緒。私はこの姿を見て、今度の教育長はちょっと違うな、こういう観念を実は持って、非常に教育長の就任を心から歓迎をしています。ぜひ頑張ってくださいと思います。

あと、今日新聞を見ますと、これ、「人とポスト」の中で教育長は言っているのですね。「だれでも教育ができるのであれば、プロの教師は要らない」、こう言っているのですね。これは厳しい言葉ですね。本当だと思いますよ。やっぱりこれぐらいの厳しさで先生に向かって指導する、そういう対応をとっていただきたい、このように思います。

私は、今回の試験の発表の結果を見て、「教育の危機は教育の危機ではなく、命の危機なのだ」というエギというフランスの作家の言葉をこれについては思い出さずのですね。もう少し別府の教育、教育長以下が先頭に立って頑張ってください、このように申し述べて、この項は終わります。

次に、交通事故の件でちょっと、子供たちの安全に関する問題ですから、お聞きしたいと思いますが、別府市内で交通事故がたくさん起こっていますけれども、交通事故が発生した次第、教育委員会は限度に飛んで、それ相応の対応をとって今日まで来ていると思います。それで、大変自転車事故が多いのですね。私の地域の南小学校も、この1年で、もう今すでに7件自転車事故が発生している。そのうちの1人が、先日死亡事故につながる残念な事件になりました。

そこで教育長、今の別府市内の交通事故の現況と、この南小学校3年生の男児の死亡事故。この原因はどこにあったのか、教えていただきたいと思います。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

教育委員会に届け出がありました事故件数についてお知らせをしたいと思います。平成15年度は18件、平成16年度は23件になります。なお、今年度につきましては、11月30日現在で17件であります。そのうち、自転車運転中の事故は14件であります。この自転車の運転中の事故等も含めまして、この事故原因の主なものは、子供の飛び出しによるものが大半でございました。

29番（首藤 正君） 今回の事故に当たって、どのような対応をとられたのですか。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

今回の事故発生後に、私の方でまず事故現場の確認を行いまして、南小学校の事故現場を確認いたしました。そして……（「いつですか」と呼ぶ者あり）事故発生が10月31日であります。私が事故現場に行ったのは11月8日、その後、私の方と担当指導主事で11月18日に再度南小学校の、今度は事故現場だけではなくて、その校区を回って見ました。11月22日に教育長、次長、課長、指導主事等で再度事故現場に行き、献花をしてまいりました。その前に――前ですが――10月31日に事故が発生しまして、11月1日に各学校へ安全指導の徹底について通知を行いました。次に11月4日、校長会の方に私の方が出向きまして、安全指導を徹底するように指示をいたしました。

土木課長（松本 正君） お答えいたします。

南小学校3年生児童の痛ましい交通事故を受け、11月17日、建設部長以下私を含め土木課職員4名と南小学校校長先生、地元の関係者が立ち会いを行い、浜脇地区を中心に危険箇所の点検を行いました。浜脇地区は、道路幅員が狭く、家屋は密集しており、交差点の見通しが悪い上、路地も多く、今回の死亡事故も路地と旧国道の交差点で起きており、同じような危険な交差点は、現地立ち会いの結果21カ所ありました。また、通学路の側溝ふたの段差やふたかけの必要箇所など合計24カ所の危険箇所が判明いたしました。この危険箇所のうち早急な対応として、小学校周辺の交差点6カ所について赤色カラーの路面表示、交差点のマークをすでに施行を完了いたしております。また、側溝ふたの危険箇所については、朝見川側橋付近の開溝部、浜崎商店付近のふたの凹凸、森クリーニング店付近のふたのすき間の補修など、側溝ふたの危険箇所については、歩行者の安全を図るため、すでに終わっております。残りの危険箇所につきましても、赤色の交差点表示など、立ち会いによる危険箇所は土木課で対応できる部分については本年度内に対応し、児童の安全性を高めていきたいと考えております。

29番（首藤 正君） ありがとうございます。今回、事故が起こって死亡が確認されて、この現場を一番最初に見たのは、私は、市長だと思います。これはもう現地の人が確認している。その次に早く手を打ったのは、今、土木課長が言ったように、土木課長以下、建設部長以下、全部回って、今言ったようなところを指摘して、もうすでに作業は終わったところなのです。この点検作業が終わった後、教育委員会は回っている。回ったというか行ったのです。これは建設部の方から、こうこう、こう点検を行いましたよという連絡を受けて、今度は12月議会がある、ああ、首藤正さんからまたやかましく言われるぞ、格好だけとっておけ、こういうことではないですか。教育長は交代してすぐですから、この問題は教育長の対応は難しい。それでも教育長は、児童のお葬式にも顔を出して、非常に甲意を表していましたけれども、今までの教育委員会すべてが、事故があっても本当の研究、現場の対策をしていない。だから同じことが繰り返される。事故の原因の一つに教育委員会の対応のまずさがある、このように言ってもこれは過言ではないと思う。

例えば通学路の点検。これは今、広島、栃木県の今市、これで小学校1年生の女の子2人が殺害されて大きな社会問題になっている。通学路の点検をどういう安全確保をするかということで、今、日本の国を挙げて、教育界挙げてこれを研究している。この事故を通

じて私は地域の通学路と道路の点検を校長先生の立ち会いでしたのです。学校の先生は、中には通学路も知らない先生がおるのではないですか。まして自分の校区の中の道路事情がどうだという先生も非常に多い。どうですかね、先生がまとまって夏休み、冬休み、遊んでおるのではなくて、自分の校区内の通学路を自分の足で歩いて、自分の目で見て歩く。自分の学校内の道路や子供の遊び場を自分の足で歩いて、自分の目で見て歩く。こういうことが必要ではないですかね。地域の人が一生懸命それをやっているのに、見て知らんぶりしているのは、学校の先生ではないですか。非常にこれは残念でならない。本当に先生方がそういう事情を知っているのかどうかということ、教育委員会は確認したことがあるのですか。また、今後のそういう通学路を含めた地域の道路対策について、考えがあれば示してください。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

通学路等につきましては、各学校では学期初め、また学級終わり等に、またそれ以上に必要に応じて校区内の安全点検ということで確認をしております。具体的に申しますと、交通の危険箇所、道路標示が消えてしまった場所、空き家等の危険箇所、木が繁って暗くなっている場所はないか、そういうことについて点検をしております。特に年度初めの点検につきましては、その点検結果を、改善した方がいい場所につきましては、要望書として教育委員会に書類を提出いたしまして、6月にその要望を取りまとめ、別府警察署交通課、県別府土木事務所、別府市土木課、環境安全課等の関係者の方々にお集まりいただいて、別府市小中学校通学路安全確保改善連絡協議会を開催しております。ここで、こちらの方からこういう要望が出ておりますということをお願いをして、関係各課に改善できる部分から改善をしていただいております。

なお、各学校の教員がどれくらいその通学路を知っているか、教育委員会はそれを把握しているかということでございますが、取り立ててそういう調査はしておりません。

29番（首藤 正君） 皆、形式主義。そういうことを何となしにやっておけばいい。その後の確認とか大事なことは、教育委員会は一切やっていない。なぜかという、今、あなた、学校教育課長が平然と言いつけたけれども、ここに平成15年12月24日の陳情書がある、陳情書が。教育長あて。これは、学校長、PTA会長、地域の浜脇と南校区の支部長――自治委員会の――の名前で「新しい通学路の改善について」と出している。いろいろ出したけれども、後は土木課でやったこともほとんど終わっている。この中で私も議会の委員会で何回も言ったけれども、信号機ですね。一番危ないところがある。学校が移って、この信号機があるやつを移動してくれませんかというお願いをして、これは15年ですよ、いまだにできてないではないですか。これは警察に言ってきたけれども、公安委員会がせんのだと。それは通りませんよ。教育委員会の本当の熱意が足りないからこうなっているのですよ。これも、今回事故が起こったら、すぐ現場の信号機ですよ。あそこは通行量が激しい。この信号機があつたら、もしこれが点滅が赤なら、車がつながって、飛び出すところまで車がとまっているかもしれない。事故は起こらなかったかもしれない。なぜこれを今まで放置しておるのですか。どうなっておるのか説明してください。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

朝見川北側の信号機の移設等につきましては、15年12月24日付で陳情が出ております。教育委員会といたしましても、その信号機につきましては、前・山田教育長が県警本部の方にも出がけましたし、その後、移設につきまして、私の方も何回か別府警察署の方に出かけました。結局、結論的には予算の関係で今年度中には必ず移設ができるという回答を、先日いただいております。

29番（首藤 正君） 重大事故が発生すると、後追いでやるのですよね。この件は、「警察や県警本部にもし行く用事があれば地域も協力しますよ」と、自治委員さんがそう

言ってその態勢をとっておる。でも、何も言っていない。これは先ほどから私は言っている。すべて教育委員会の形式主義、現場を本当に知らない。現場を知らずしてあなたたちは教育を行っている。新教育長が就任と同時に、これぐらいは改めて徹底した現場主義をやっていただきたい。現場を知った上で物事を判断して、そして進めていただきたい、このように思います。

以上で教育問題は終わりますけれども、教育長、何かあれば御発言ください。

教育長（郷司義明君） ありがとうございます。最後に議員さんがおっしゃいましたいわゆる現場主義、これを私は徹底してまいりたいというふうに思っております。

ただ、先ほどの南小学校の事故の中で、非常に教育委員会の対応が遅かったという御指摘をいただきました。しかし、教育委員会といたしましても、まず子供のことを念頭に置いて、教育委員会の課長以下病院に駆けつける、そして先生方とやはり子供の対応に迫っていったという事実もありましたので、後のことにつきましては、いろいろ御指摘がありましたことについては十分承って、これから現場を大事にしながら進めていくことを、最後にお誓いを申し上げたいと思います。

29番（首藤 正君） 教育長の答弁で、了解しました。学校教育課長も大変な苦勞をしていることを私は存じております。しかし、教育委員会が挙げてそういう体制にならないとうまくいかない。特に先ほど言ったリーダーシップを十分発揮していただきたい、このように思います。

そこで、これから南部地区の振興策についてお伺いをしていきたいと思います。南部地区の振興策については、私もくどくなるほど言ってきました、「また言うのか」という感じにとられやすく、もう言うのが時々控え目になってくるときがある。しかし、これはやっぱり言うておかなければいかんと思うのです。何回言っても南部は見捨てられている感じがしますね。

それで今回は、私は、「南部振興策を示せ」、こう言っています。「南部の振興実施計画を示せ」、こう言っています。示してください。

都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

南部地区の振興策について実施計画を示せというような御質問でございます。この南部地区につきましては、議員より今まで幾度となく御意見・御提言をいただいております。この南部地区の振興計画につきましては、昨年度策定いたしました別府市都市計画マスタープランの地域別構想の中で、構想は記載しておりますが、具体的な今御指摘がありましたような南部地区の実施計画は策定されておられません。

29番（首藤 正君） いつ聞いても、本当にぱっとしないのです。いろいろな構想を言って、ずらっと長いことしゃべる。きょうは、長くしゃべらなかつた。気が引けておるのです。しゃべり放題しゃべるけれども、中身は何にもない。きょうは、さすがに課長が控えた。長くしゃべったら怒ろうと思ったのです。 （笑声）何にも今までないのですね。

そこで、南部地区は、もう市長も御存じのとおり市役所がなくなり、商工会議所が移転し、警察署が移転し、市場がなくなり、港が移転し、すべてどんどん移転していった。その後を何にもしてなかった。だからこんなになってきた。これを私が言うんです。行政の「まちづくり」という言葉があるけれども、南部振興に関しては行政の「まち崩し」。行政が本当にまちを崩してしまって、今、南部のような……。浜野議員、本当ですよ、これ。（「学校の統廃合も一緒だ」と呼ぶ者あり）そのとおり、そのとおりです。

それで南部の人は、今度、「またか」と言うのですよ、「またか」と。同じことをまたやり出した。楠会館取り壊す。跡地そのまま。これは4番議員が指摘しましたね。「ああ、またか。始まったか」。統合のときも南小学校がなくなって、「ああ、またか」と思った、

「またか」。それに控えて鉄輪温泉まちづくり、大々的に打ち上げて、何億という金かけて、「何でか、何で浜脇は、どんなになるのか」といって、住民からやかましく言われる。これはいけない。

それで、特に跡地問題について私はこれから聞いていきますけれども、南小学校跡地。これがいつまでも放っているのですよね。この議場で何回もやりましたね。対応を示せ、対策を示せ。私も心配で、地区住民の方々のいろいろな意見を聞いて歩いている。そして、それぞれの希望があるのですよ、南小学校の跡地について。やっぱり一番今南部が抱えているのは、定住人口の減少なのです。これはやっぱり、活気が寂れてきた一つの大きな原因なのです。それで、やっぱり定住人口をふやさなければならぬのではないかと。さきの議会で、山家やら両郡橋の市営住宅の廃止条例を行ってしまった。そういうことも含めて、あの跡地にはまず定住人口をふやすことと、あと、別府市内にない公設的なものをつくってほしい。この公設的なものというのはいろいろあると思うのですよね。意見の中でいろいろ出てくるのですけれども、公設的なものというと総合保健センター、別府にないのではないかと、つくれとか、それから世代間交流施設をつくれとか、高齢者交流館をつくれ、次世代支援のできる施設をつくれとか、障害者の小規模作業所を併設せよとか、図書館をつくれとか、子供会館をつくれとか、いろいろ出てきます。いろいろ意見があるのです、観光施設をせよとか何とか。でも、総体的に、圧倒的に多いのは、定住人口をふやすと同時に流動人口を生み出す公の施設を併設してつくれということが圧倒的に多い。大体地域の方々がそういう考え方、形成ができ上がってきておるけれども、市が全く動こうとしない。あのまま。もういらいらしている。楠会館で今度また火がついた。

それでは、まず聞きます。南小学校の跡地、もう「検討中です」では逃げられない。どうしているのか示してください。

企画部長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

旧南小学校の跡地の有効活用でございますけれども、現在、私どもは政策推進課という担当窓口の中で跡地の活用の方策を検討させていただいている状況でございます。そうした中で基本的な考え方といたしましては、南部地区の人口減少、それから少子・高齢化の著しい減少等によります中で定住人口の増加、流出人口を防止するための施策の検討、それから、既存をする校舎、体育館、記念碑、記念樹など、学校の歴史を刻んだ建造物等は、地元住民と協議を図るといことの中で基本方針を立てまして、現在、検討させていただいております。

この南部地区の人口増加対策といたしましては、私ども現在、公共施設の検討を考えているところでございます。しかし、こうした厳しい財政状況の中でこの財源確保をどうするかというような観点から、補助制度による活用を最優先に国・県、それから関係各課とも協議・相談をしながら方針策定の実現に向けて進めてまいりたいと思っております。

なお、これらの具体策を現在検討させていただいておりますけれども、この公表の時期については、内部協議がまとまり次第、3月を目途に市の行政経営会議を経て公表させていただくというふうな考えでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

29番（首藤 正君） 3月に実施計画を発表する。（「みんな聞いておるぞ」と呼ぶ者あり）間違いありません。みんな聞いていますから、間違いありません。あなたが言ったことは、市長が言ったことと同じことですから。いいですか。3月にどのようなものをつくり上げるのか、ぜひ打ち上げていただきたい。これは待っていますよ。

そして、今、部長が言ったように、あれだけの広い土地で大型の施設をつくるとすれば、これは別府市の単費ではとてもできないですね。やっぱり国・県の支援を仰がなければならぬ。国・県の支援を仰ぐからには、何ぼ市があつと言っても、やっぱり国や県の意思がその中に織り込まれています。その辺も別府市の考え方をよく言って、別府市の意向

がずっと100%反映させるような県と国との折衝に当たっていただきたい。

鉄輪が、ことし、来年と工事が進みます。やっと南小学校も3月に基本的な考え方を発表する段階に至ったということで、3月議会にまたそれを聞いて、あと、しりがどの年度になるか押さえていきたい、このように思っています。これは、もう期待していますよ。

それから、4番議員が大変怒ってましたね、楠会館の跡地。大体とぼけた答弁をしていましたね、執行部。銭がないからできない。銭がある市町村なんてないですよ。銭がない中でどのように銭をつかって事業をするかでしょう。何ですか。鉄輪の蒸し湯に匹敵する楠温泉を、何をあなた、つぶすのですか。この楠温泉というのは、江戸時代から別府の中で最も栄えた温泉の一つ。川のように温泉が流れ出て、非常に有名な温泉。別府の商店街が、この温泉を核にしてつくり上げられていった。歴史ある温泉を足げりするなんて、とんでもない話。これは楠温泉の復活を強く要望しておきますよ。それは蒸し湯会館、あんな立派なものでもなくてもいい、せめてあの半分以上の建物はあそこにつくらせていただきたい。（「まさるともおとらん」と呼ぶ者あり）そう。この楠温泉、子供のころは「楠湯」と言っていましたかね、非常にやっぱり4番議員が言ったように伝統と歴史のある温泉なのです。何で温泉がぬるくなって出が悪くなったか。当たり前でしょう、ほっぼかしておるのですから。温泉というのは、使わなかったらどんどん湯が減ってきますよ。井戸と一緒にですよ。

そして、不思議でかなわん。何でこの温泉を商工課が管理しておるのですか。教えてください。

商工課長（古庄 剛君） お答え申し上げます。

何で温泉施設を商工課が管理しているかということですが、これは以前から、先ほど議員さんが申しとおりましたように、歴史をたどると江戸時代の時代からこの温泉というのがこの地にあったようでございます。その後、商店街の振興ということで楠会館を併設して、その会館の中に貸し室に入っている人のため、それから周辺住民のために衛生施設としての温泉をこのときに併設したというふうに理解しております。

29番（首藤 正君） そんなもの、答弁にならん。市長、大正時代に建てた楠温泉の玄関に飾っていた「楠湯温泉」という看板、これが浜脇の再開発のときに浜脇温泉の天井から出てきた。これは今、恐らく美術館に保管しているはずですよ。立派なものですよ。これは、「銭がないからできません」では通らん。これは南部議員挙げて対決する。やっぱり南部の象徴である楠温泉、「楠湯温泉」の復活をぜひ皆さんの知恵で図っていただきたい。これは南部のみならず別府の商店街の発展のためにも、中心商店街の発展のためにもこれが必要。いいですか。お金の出しようはいろいろあると思いますけれども、ぜひこれは本当に私の強い提言だと受けとめていただきたい。

市長、誠意ある執行をお願いしておきたいと思えます。「今、答弁せよ」と言ったら、恐らく答弁できないかもしれませんけれども、また3月議会にどのように発展していったのか聞きたいと思えます。

もう一つね。南部地区でお荷物になっているね、市長、松原住宅。お荷物ですね。これは議会がみんな指摘したのですね、成功しないと。こんなのでいいのかと何回も言った。あのときは南部の委員長は村田議員さんだったですね、委員会でも、「これはいかん、こんなことしたってお化け屋敷になる」とまで言った。そのとおり。ところが、これはだれが陳情してつづいたのですか。教えてください。

建築住宅課参事（平松純二君） お答えいたします。

平成8年2月17日に、当時の別府商工会議所会頭、松原町自治会長、南町自治会長、千代町自治会長、中浜筋商店街代表、別府楠銀天街協同組合理事長、以上6団体の代表者から、松原市場跡地周辺の事業開発について要望が出されております。

29番(首藤 正君) そうですね、商工会議所を筆頭とする商店街の3団体と地元の自治体3町内。これは考えてみると、やっぱり陳情者というのは、陳情するだけではないかなと思いましたがね。責任を持たなければいかんと思いましたが。ただ「やれ、やれ、やれ」と言って、やって、後は何もせん。そして、市も陳情した方々と何も話してない。これはいかん。市の苦しさはわかるけれども、やっぱり陳情者ともっと話をして、陳情者の力も借りなければいかんですね。商工会議所もやっぱり判断を間違うときがあるのです。だから、その判断間違いの中でもどのような道を選んでいくかということを探せねばいかん、こう思いますね。今は大きなお荷物になっている。

この中で、陳情書の中に、当時、当時の市長が土地区画整理手法で南部の発展策を立てようとしたのです。市長が変わったら、そんなものだめだ、拠点開発をするのだといって、何も拠点開発はない。ただこれ一つが、拠点開発のためにしてくださいという陳情があって、した。それが失敗しただけ。これをどのようにしていくかということ、やっぱり市にとっても大変な問題である。これは、南小学校跡地の開発にとっても非常な教訓になると思いますね。

今度、住宅は満杯なのです。住宅のやっぱり南部地区を見たとき、若者が少ないから若者専用の住宅をつくるとか、年寄りが多いから年寄り専用の住宅をつくる。それと伝統的に3世代の家族が多い。そういう家族を含めた住宅を考えると、いろいろ必要だと思います。松原住宅は、ちょっとそういう点が含まれています。独居用、単身者の若者用とか、だから、あれをもっと発展させていいものができるのではないかと思うし、ただ、この1階のスペース、もったいない限りであります。税金が投与されて、ずっと続いております。残念でなりません。

それから、あと、前回は指摘しましたが、まちづくりの中で市有地が放置されている。草ぼうぼうのところもある。これはまちづくりの大きな障害になっている。そして、一番恐らく広いのは楠港の跡地、流川の開発ビルを除いて朝見の市営住宅の跡地、これは山田住宅と言いますね。それから、条例が廃止が決定した山家の住宅地の跡、両郡橋の市営住宅の跡、これらが今後問題になってくる。これらを早く活用すべきと思う。土地をまとめて売ることは、地域の人でも大反対。これはやっぱり分割して分譲住宅で永久にそこに住んでくれる人に土地を買ってもらって、家をつくってもらって、いい町並みをつくるということが、地元住民の意向であります。どのように対処しようとしているのか、お聞かせください。

建築住宅課参事(平松純二君) お答えいたします。

まず、市営住宅管理の基本的な考え方でありまして、平成15年3月に策定いたしました別府市営住宅ストック総合活用計画の中で、今後の住宅管理に当たっては、建てながら減らしていく、こういう方針に沿って事業推進をしているところであります。この策定当時の管理戸数2,796戸を平成24年度までの10年間で2,600戸程度ということで定めながら、廃止・統合を目的として、老朽化した住宅に入居している方々については、住みかえをお願いしているところであります。

議員が御質問の現状と今後の見通しということでありまして、両郡橋、山家、朝見地区にある市営住宅の現状であります。まず両郡橋地区であります。この地区にある両郡橋勤労者住宅1棟12戸と鳴川住宅2棟10戸につきましては、さきの議会で廃止の御承認をいただきましたので、今年度中に解体をしたいと思っております。次に山家地区であります。この地区には東別府住宅と山家住宅があります。東別府住宅には、現在50戸中38世帯が入居しており、来年度から住みかえのお願いをしているところであります。山家市民住宅につきましては、1棟3戸建ての長屋に1世帯が入居しております。明け渡しのめどもついておりますので、来年度には廃止のお願いができるのではと思ってお

ります。次に、朝見地区にあります山田住宅でありますが、ここには4棟4世帯が入居しておりますが、そのうち4世帯の方とは住宅の明け渡し合意ができております。残り2世帯と現在折衝中でありますので、来年度にはめどをつけたいと考えております。以上が現状であります。

次に、活用方法であります。建築住宅課といたしましては、先ほど申し上げましたストック総合活用計画の中で、これらの住宅は現地での建てかえはしないもの、このように位置づけておりますので、跡地については民間に売却すべきというふうに考えております。売却に当たっては、地元自治会の要望もお聞きしながら、例えば住宅の用地を一部道路に提供することによって将来の道路拡幅につなげるなど、その地域の活性化に寄与できるような方策も探っていきたいというふうに考えております。建築住宅課といたしましては、少しでも多くの売却益を出して、それをもって西別府住宅建てかえに続く次の住宅建てかえ事業に、その資金としたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

29番(首藤 正君) 答弁を了とします。過ぐる議会で、参事、あなたは「どんどんやります」と。どんどんやってください。今の答弁のように的確な措置をお願いしておきます。

南部振興について恐らく最後の質問になると思いますが、南部振興で大事なものは、今、別府狭間線の道路、これは私の知る限りではことしが完成だったのです、平成17年。ところが、「諸般の事情で19年まで延ばしたい」、こうやってきた、県が。これはやむを得ないのだと延ばした。そうしたら、次は21年になるかもしれないというわさが流れてきておる。(「それは悪い」と呼ぶ者あり)そのわさが流れてきていたら、ある会合で、「平成24年に完成予定されています」という執行部の話があった。それで驚いて、浜脇の自治委員さんたちが先頭になって県土木に行った、「どんなになっているのですか」といって。私らは、地域住民に県の仕事だから一生懸命協力した。協力する中で、最初は、「17年に完成しますので、お願ひします」といって出ていってもらったりした。行ってもらったりした。次にちょっと延びて、「19年になります」といって、またことわって協力した。今は、「地元の議員はうそつきだ。何と『19年』と言ったのに19年ではないではないか」、こういう声が出始めてきた。これは私に対する批判、行政批判ですね。どんなになっておるのですかね。別府狭間線、どうなっているのか、一つ。

それと、田代河内別府線。内成の道路が、ゴルフ場が中止になって細くなった道路がそのまま工事が中断している。これが二つ目。

もう一つ。東別府の前からずっと両脇を皆県が買収した。今、くいを打ってそのままになっている。両側が草ぼうぼうになる。これは浜脇の町並みとしては悲しい限り。せめて、線路際はいいいけれども、町側だけはやっぱりぴしっと、道路用敷ですから、側溝を入れて道路舗装をすべきだと思う。

この3点、答弁ください。

土木課参事(高森克史君) 回答いたします。

第1番目の、別府狭間線の完成時期についてですが、現在、整備中の別府狭間線の道路計画について別府土木事務所に伺った内容を報告いたしたいと思ひます。

浜脇湯都ピア前からのJR日豊線東別府駅北側を高架橋で通り、^{きんびら}神社の真下をトンネルでくぐる河内に抜ける全体延長が1,270メートルの……(「参事、時間がないう。端的に答えてください」と呼ぶ者あり)はい。18年に用地交渉が継続して、高架の橋台と詳細設計に入りたい。19年度に正本整備とつけかえ道路の工事等に着手し、20年度に高架橋の整備とトンネル工事に着手したいと伺っております。地元周辺の地区の皆様方の強い要望と用地交渉の対応に努力され、大いに盛り上がっていていることは、市としても感じております。工事着手におくれると、安全面にくるおそれが生じるため、今後も

市といたしまして、早急に強く要望していきたいと思っております。

それと、河内田代別府線のことですが、今、用地について所有者が変わる動きがありますので、権利取得者が判明いたしましたら、請負人と協議させていただきたいと思えます。道路整備の施行ができるよう、県とも調整を図りたいと努力してまいります。

29番(首藤 正君) 時間が来ました。参事、田代別府線。もうこれは名義が変わっておる。裁判所管理からたしか変わっておる。至急に調査して、もし変わっておるようであれば、すぐ交渉していただきたい。これは市との約束事項ですからね、地元が。協定書まで交わしているのだから、これで相手がどう出るかということも勘案して、早急に対応していただきたい、このようにお願いして、きょうは質問を終わりたいと思えます。

12番(池田康雄君) それでは、通告しております質問を通告順にいききたいと思えますので、よろしく申し上げます。

まず、「ホスピタリティー」という用語が、前市長時代から聞かれるようになったかと記憶しておるわけでありましたが、現市長もそのような言葉を使われて2年半たちました。観光都市別府の再生だとか、観光立市別府の浮揚だとかいうことで2年半、新しい現体制で進んできたのですが、どうなのでしょう、改善の方向に着実に歩みを始めておるといふ評価ができるような状態になってきておるのでしょうか。そこを市長さん自身はどのように評価し、担当部長さんあたりがどのように自己評価しておるのか、まだ聞いたことはありませんけれども、私個人は、このままで推移していったところでやはりまたアドバルーンに近い言葉だけが遊んで、実態がなかなか改善していかない状況になってしまうのではないかというふうにおそれしておりますので、私なりにその改善的なところで具体的にどれだけ、指摘しながら、よりよい別府づくりに私なりに寄与してみたいというふうを考えております。

まず、観光都市別府の再生あるいは観光立市の力強い歩みを進めていくには、どなたも理念として共通認識できるのは、やっぱり観光客の増加ということだと思えるのですね。その観光客の増加をどのようにして図るかというところで、二つの大きな側面があるのだと思えるのですね。一つは、活発な誘致活動、宣伝活動をしながら、やっぱり今まで以上に別府に目を向けてもらう動きを継続する。これは私は「継続する」という言葉を使いましたけれども、これはかなり一生懸命やってきている形跡が見られます。ところが、あともう一つ重要な側面として、やっぱり来ていただいた観光客にどれだけの満足度を与える施策を講じるのか。その側面が欠落した形で別府市の観光行政は進められているのではないかというふうにお思えたらんわけでありまして。「ホスピタリティー」という言葉は、今、欠けている言葉を何とかしなければいけないというところでの気持ちのあらわれだというふうには僕は理解しておるわけでありまして、それでは、ここ数年、それを具体的な実践の形でどれほど進めてきているかというふうにして見返して見ますと、なかなか評価するに足る事業見解というのが見えてこないというのが実態ではないかというふうには私は考えておるのです。

例えば16年度実績でも構いません、17年度の予算の段階でも構いません。いわゆる受け入れ態勢の整備というところで、現在の別府市はどのような予算を組んで行政として対応しているのか、お示しいただけますか。

観光まちづくり室長(中尾 薫君) お答えいたします。

受け入れに係る平成17年度予算でございますが、看板関係の整備・修繕等に1,300万、それから油屋熊八市民学校、これはガイド等の養成をするための観光協会委託ですが200万、観光協会の案内状補助に120万、それから、同じく観光協会内にありますが、外国人観光客の案内状に対して250万、それから国際線のお迎えするときの関係費に45万などの事業経費を計上しております。

12番（池田康雄君） 市長さんも助役さんも、今お聞きのとおりですね。トータルして2,000万弱、予算的にいえば。しかし、项目的には幾つあったのですか。四つか五つか。その項目が、それでは二、三年前とどこが違うのですか。また、来年どう違っているのですか。この同じことを繰り返しながら、一方では「おもてなし」とか、一方では「ホスピタリティー」とか、もう何万遍繰り返しても、こんなことでは前に進みませんよと、市長、私は思えてならんです。

今回、「観光ルネサンス事業」という、国の補助事業をもって現ツーリズム局の中尾課長さんにおかれましては、非常にこの一連の質問に関連して数日間いろんな議論をする中では、受け入れこそがもう少し観光客増加の基本・原点であるというところで、別府市もそれに取り組んでいかなければいかんという共通認識ができておるわけでありますが、ただ、それとてそういうふうにして課長さんと話をして、二、三年後に、「ああ、これは頼もしいな」というふうにはなかなか思えんです。それはなぜかといいますと、大きく分けて二つあるのです。案の定、別府市の行政がどの分野においても持ってしまっている悪癖というのですか、つまり将来のあるべき姿というものを持たないまま行政を行ってきおる。もっと具体的に言いますと、観光客増加のために一つの柱は誘致活動がある。一つのためにいわゆる受け入れ態勢の充実・整備がある。

それでは、受け入れ態勢の充実・整備が完成された姿というのは、どういうことを指すのか。そういう完成図というものを持たないままに行政を進めたって、一步一步着実な、そして改善された、そして広がりを持った行政というのが進まんのは当たり前だと思うのです。だから、そして完成されたあるべき姿の中に到達するための、やっぱり行政受け持ち部分と民間受け持ち部分とを明確にしながら、それぞれ年次計画に沿った中・短・長期の計画をつくり、そして、それぞれの年月が経るごとにその計画どおりにいっておるかどうかを点検し合いながらその整備・充実をしたり、あるいは、当初の計画の中では入り切れなかったものを新たに追加して入れながら、そういうものを持たないで、例えば「観光課」が「観光ツーリズム」になったって、僕はやっぱり期待できんのなというふうに思えてならぬのであります。やっぱり、例えばその受け入れ体制整備の中にはハード的な側面もあるでしょうし、ソフト的な側面もあるでしょう。ハードといえ、すぐに金がかかるとい話になりますから、それならハードの年次計画、金のかからないソフトの体制づくり、あるいは充実というのですか、そういうところをやっぱり踏まえて整備していくという段取りがなかなか見えてこない。

一番わかりやすい例だから申し上げるのですが、駅前に30本プラスマイナスの街灯がありますね。あの街灯のそれぞれに、つくった当時からアームフラッグという、ほどほどの高さのところ、フラッグがつくれるようなものが設置されておるのです。あのアームフラッグを持った街灯は、どこがつくって、現在どこが管理して、現在どういう利用実態にあるのか教えてください。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

私自体もアームフラッグについては、正直余り知りませんので、議員さんから御指摘をいただきまして調べさせていただきました。

駅前通りの開発に従って市が設置し県に移管し、県の土木事務所が現在管理しております。実態としては、アームフラッグとしてはほとんど使われてない。ワールドカップのサッカー等において使われたということでございます。

12番（池田康雄君） 市長さん、助役さん、あのアームフラッグを持った街灯は、別府市がつくったのです。つまり観光都市である別府市が、駅前にある街灯としてはアームフラッグなどをつくって、何かがあったときには、あれを有効に活用させながら観光都市の駅前を盛り上げていこうというねらいがあったからつくったと思うんです。それが、い

つの間にか何かの都合で諸事情で県に移管された。移った、管理が。そして、県の土木事務所が管轄しているがゆえに別府市の自由にならないで、ここ数年使われたのは、県の絡みでワールドカップサッカーがあったら、あのときにフラッグが使われた。それ以外は死んでおる。新たにつくるということを僕は今からまた言おうと思うのですが、せめてあるものを有効に活用しながらホスピタリティーやおもてなしに有効に作用することに何ができるのかというところが、鋭い目線があったら、ああいうものはもっと早くに活用されてしかるべきものだというふうに思うのですよ。

そして私は、そういう当初のしっかりとした建設をしたときの街灯のねらいが、いわゆる別府市の縦割りの弊害によってそのねらいがしっかりと横に広がらなかったからこそ、今みたいなていたらくで通り過ぎて、だれもがそれを有効活用しようとしなない。だから、むしろ、そういうようなものが駅前にある。今度はそれを建てて、ほどなくアリーナができた。そして、ピーコンもある。bjも開幕した。いろいろな駅裏もアリーナやピーコンでたくさんの観光客を迎えるような場所になっておるわけですから、当然その人たちの通行路線に当たる青山通りだとか富士見通りからピーコンの間にもそのようなアームフラッグというようなものもつけていくというのが、別府市の具体的なおもてなしを具現化する、幾つもある中の一つの方策だと思う。具体的にこういうことは考えてみないかというふうに担当課に問いかけたいわけではありますが、いかがお考えですか。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

観光まちづくり室、ツーリズム局としても、やはり基盤整備が大切であり、そういうものをしっかりとつくる、一つ一つの具現化する策をつくっていくことが大事だというふうに思っています。

12番（池田康雄君） まず、いろいろ話をすると「お金がない」ということが真っ先に出てくる。直前の議員さんからもあったと思うのですが、すべてお金がかかることになってくることが多いわけではありますが、だけれども、金がないのならば、金をかけなくてできることは本当はないのかというところを、もう少ししっかりと吟味していくということをしてほしいと思います。

次に、3週間になるのですか、小1カ月前になるのですか、私、ある土曜日に別府市を根城にしたプロバスケットの地元開幕戦に出かけていった。そして、役所の前の駐車場を横切ってピーコンに行ったのですが、入り口に係員がおって、入ってくる人からお金を取っておる。つまり有料駐車場を展開しておるわけですね。そうか、人が集まってくると寄ってきて、ここは「金をくれ」といって、市としては何かぴんとこんことをやっておるなと思しながら、バスケットを見て、終わって、8時半ごろでしたかね、林の中を、暗がりの中歩いておったら、恥ずかしながら階段をおりておったら滑って転んでしまった。自分が滑って転んだから歯がゆかったわけではないのですが、銭を取ろうかというような駐車場で真っ暗やみというのは、これはおかしいのではないですかと思って、おられた係員に、「おたくはどういうつながりから、ここをやっておるのですか」と言ったら、「公園緑地課から委託されてやっておる」と言うのです。

それで、今回その駐車場のことを調べてみた。委託してどうやってやっておるのですか。そうしたら、土日・祭日は朝からあそこを係員を置いて有料にしておる。「おお」と思ったんです。何かイベントがあればあそこは使い前があるけれども、あそこを朝から人を置いて、番人を置いておいてどういうようなことになるのかなと調べて見た。案の定、お粗末。これはもう皆さん方は聞いたら驚くけれども、1年間で駐車場料金として土日・祭日オープンして、収入が27万円、そして管理のために人を置いておるから、その委託料が162万4,000円かかっておる。つまり、駐車場料金を取って展開して毎年135万円打ち込んでおるわけですね。転ぶような階段のところで銭取って、そして、なおかつ別

府市はそこに135万も毎年打ち込むような、こんな愚かしいようなことをしてあるが、僕が言いたいのは、もう少しね……。別府市で持っている、そこでビーコンで何かがあるからこそ、そこに車を置いて行く。別府市も応援するという姿勢でそこを無料駐車場に何かがあったときに使わせてあげるといことはできんのですかねというふうに問いかけたわけですが、担当課はいかがですかね。

公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、別府公園北側の駐車場につきましては、委託費の方が上回っておりまして、収益の方が低いのが現状でございます。別府公園の駐車場につきましては、東側の駐車場は、国から公園の駐車場用地として無償で借り受けております。また、今御指摘のありました北側駐車場につきましては、国から払い下げを受けたものでございます。このような状況から、当初、国との協議に置いて有料ということでこれまでやってきたわけでございますが、今、議員さん御指摘のとおり、費用対効果を考えますと、見直す必要があるかと思っております。

今後、九州財務局大分事務所と協議させていただきまして、条例改正も含めまして早急に実現するように努めてまいりたいと思っております。

12番（池田康雄君） ぜひ、よろしくをお願いします。

市長さん、助役さん、ぼうっと聞かれたら困るので、ちょっと注意を喚起しながらしゃべりたいのですが、今、私は、いわゆる観光、おもてなしというところで話を進めてきておる中であって、ツーリズム局とだけでは話がいかない事例が、一つのことをこう話しておるだけで出てくるわけですね。公園課が絡んできたり、都市計画が絡んできたり、土木が絡んできたりする話にならざるを得んわけですよ。だから、やっぱり本当にツーリズム局をつくって観光というものを今まで以上に広く進めていこうとすれば、こういう観光にまつわるから観光ツーリズムというところだけにするのではなくて、極力いろんな場面において横のつながりを持って力強く担当課がいろいろ展開できるように、そしてリーダーシップを持ってやれるように、例えば予算をつけてあげることも含めながらいろいろに、どうしたらより以上に本当の意味でのツーリズム推進ができるのかという視点で、ぜひ改めて立ちどまって、ツーリズム局ができた、何とかその様子を見ながらもうちょっと検討は先だというのではなくて、今まさに始めた中でのやっぱり一つの大きな問題点が見えたという認識を持ってぜひ立ちどまって整理してみてください。

それでは続きまして、あすなる館、正確には「別府市北部コミュニティーセンター」と言うのですかね。昨年10月オープンして1年が過ぎたわけでありまして、その運営実態を踏まえて少し気にかかる点がありますので質問をしてみたいと思っておりますが、私が住んでいる四の湯の川を隔てたところにあります関係で、私もたびたび訪れることがあるのですが、主に孫を連れて訪れるのですが、正直、1階部分が児童館、2階部分が社会福祉協議会が展開するというのを私は初めから知っておりましたから、それでも1階部分の利用は、主に乳幼児を抱えたお母さんたちの子育て支援がメインになるのだらうなというような気持ちでおったわけでありましてね。ところが、1年間の利用者数を簡単に統計で見ますと、むしろあすなる館を訪れている乳幼児よりも、そこを訪れている小・中学生の数の多いという実態を知るにつけ、驚いたとともに、ひとつ孫を連れて遊びに行く一老人から見たこのあすなる館の怖さというのが危険性というのか、そういうものも感じたりするわけですが、ともあれ、こういう比較がすぐに出ますか。出なかったら片一方で構いませんが、主に児童・生徒を知りたいのですが、平日、ウィークデーの児童、小・中学生の平均利用者数、月平均でも日平均でも構いません。それから幼児の数、それから日曜祭日の小・中学生、児童の数、できれば幼児の数、あるいは休暇中、長期休暇中、今回は夏休みにしましょう、夏休みにおける児童・生徒の日平均の利用者数あたりが出ます

か。

児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

今、平日と土曜・日曜、夏休みの3部門に分かれておると思いますが、まず平日、ウィークデーですが、幼児の入館者数、これは1年間の1日平均で物を申させていただきますと思いますが、幼児が41人、それから小・中学生が51人、合わせまして平日は児童の平均利用者が92名、それから土日になりますと、幼児が45名、それから小・中学生が85名、合わせて130名の児童平均があります。それから夏休みでございます。幼児は45名、小・中学生が100名、合わせて145名、以上でございます。

12番（池田康雄君） 土日・祭日あたりの数を見ますと、いわゆる乳幼児の数の倍ぐらいの子供、小・中学生が訪れておるということが、今の数字で明らかになったと思うのですが、私は、本来的にはあの施設はフィフティ・フィフティぐらいの数が集まって運営されるべき性質のものではないかなと思っておるのですが、結果的に小・中学生の数が多くて乳幼児が少ないという、乳幼児の数の少なさの一つの要因として、乳飲み子やはいはいをするような子供が、小学生や中学生がばたばた走り回るところにおったのでは、とてもではない、連れていかれん。危険を感じてやっぱり行くのを控えたところはないのかな。僕の孫は三つと五つで、特に三つの子なんかを連れていきますと、男の子ですから、しゃしゃか動き回っておると、お兄ちゃんたちのひざに当たって転げたり、逆に言ったら飛んで回るお兄さんたちにけ飛ばされそうな感じがするので、怖くて私も近ごろ行くのを控えておるのですが、そうやって控えているのは私ばかりではないというようなことをちょっと耳にしたりもするもので、これはやっぱり、今のところ事故が起こってないようですが、事故が起こらない方が不思議な状況にあると私には見えてしょうがありません。

とにかくあすなろは、私が思った以上に1階部分においては盛況に使われております。ただ怖いのは、危険が多少あるので、その辺だけは十二分に配慮してほしいなと思っておりますが、しかし、そう言われた児童家庭課も、限られたスペースしかありません。あの空間の中で交通整理をするのも実際問題は非常に難しいから、これから苦慮するだろうなというふうに思うので、言いつ放しもなんですから、ちょっと援護射撃をしたいと思うのですが、あの2階部分を現在社協が展開をしておるのですね。コミュニティーとして利用しているあの2階の空間は、東側に健康器具を置いたトレーニングルームがあって、その南側に「第2会議室」というような、机を置いて会議もでき、カラオケもできるような、そんなコーナーも。その隣に機械器具のトレーニングルームを廊下側に出ますと、まず和室がありまして、これは明るい緑色の壁を持った和室です。それと同じ空間を持った隣に「相談室」というのがありまして、その隣に……、あ、僕、うそを言ったかな、「第2会議室」がありまして、その和室は「娯楽室」と呼ばれている部屋があります。その隣に「相談室」というのがあります。そして、そのホール寄りに「サークル室」と「第1会議室」というのが、アコーディオンカーテンで仕切られるような空間になっておりまして、そしてホールがあるというふうなつくりになっております。北側はお湯を沸かす空間だとかトイレだとか階段とかエレベーターだとか、そういうようなところになっておりますね。

それが、この1年間どれほどの利用をその中で、幾つかの部屋の中でどんな利用がされておるのかというのを資料をもらって見てみました。そうすると、まず驚かされるのが、私のところには平成16年度の10月から3月までの利用実態、17年度の4月から10月までの利用実態ということで一覧表が来たわけでありまして。オープン以来、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ……、使用者ゼロという部屋が一つあるのですね。それは「相談室」という部屋です。私が行ったときにはかぎがかかっていました。唯一かぎがかかっている部屋はそこだけでしたけれども、当初、法律相談的なことを計画しておったけれども、なかなかそういうことで展開するのにうまくいかないからということで、かぎを閉めて今日までずっ

てきておる部屋がある。「相談室」。それから、「第2会議室」というふうにして書いておる部屋が、トレーニングルームの南側にトレーニング室と続きであるのですよね。そして、10人ぐらい座れるテーブルにイスがあって、テレビが一つ。あれ、23型というのですか、そのぐらいの大きさでしょう。31型というのですか、そのぐらいの大きさでしょう。そんなテレビが1台ありまして、何かパソコンの画面みたいなのが一つありまして、カラオケをするときに画面が同時に出るのだという。そのカラオケ及び「第2会議室」の部屋の利用実態を見てみますと、16年度の10月から3月までの6カ月間にカラオケ5人、会議ゼロ、17年の4月から10月の7カ月間の利用実態でカラオケゼロ、会議49人。会議49人を7カ月で割りますと月平均7人。会議をするわけですから、1人で入るわけない。恐らく月に1回か2回の利用実態だというふうに思えるのですね。あと、和室の娯楽室もあればサークル室、「第1会議室」もあつたり、あるいはまた向こうにホールもあつたりするのですが、やっぱりそういう利用実態の数字を見てみましても、まだまだ生きて有効活用できている空間のようにはとても思えない。

ところが、一方下では踏みつぶすのではないかというような危険があるような状態であるわけでありますから、そして職員、児童家庭課関係の職員がおる部屋と社協の事務室とか隣り合わせてあるわけですから、そして、そこにも人がおるわけですから、この空間、今の時間帯はあいておるとか、あしたはあくとか、そういうようなことを連絡し合いながら、2階部分をもう少し児童・生徒などにも展開をさせるようなことができんものだろうかというふうにして、社会福祉の課長さんなんかとお話し申し上げるわけでありますが、しよせん、運営主体は社協ということになっておるわけで、課長さんも中に入って非常に苦労しておるのでありますが、その辺の展望はいかがですか、課長さん。

社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

別府市北部コミュニティーセンターの建設の経緯につきまして、御承知のことと思えますけれども、この際に少しでも御説明を申し上げたいと思います。

平成16年1月に着工いたしまして、平成16年8月31日に竣工、16年度、17年度の2カ年にわたる工事で、1階部分を議員申されました児童館、2階部分はコミュニティー施設として平成16年10月5日にオープンをして、今1年が経過したところでございます。この施設建設の目的でございますが、地域住民の福祉に寄与するということを大前提に住民福祉の向上、公益の増進ということを命題として地域交流の拠点施設として設立をされたものでございます。具体的には、これからの少子・高齢化社会に対応できるように、また障害者にやさしい施設、地域活性化の核施設ということを念頭に建設をしたものでございます。

そこで、議員御指摘の2階部分の児童館としての――2階が空き状態の場合でございますね――その使用についてでございますが、現在、1階部分の児童館につきましては平成16年10月に開館して、今年度の9月までの1年間で利用者数が約4万7,500人。大変盛況で、この地区の人通りもふえ、当初の目的でございました地域の活性化には貢献しているものと思っております。それに比して2階部分では、議員御指摘のとおり利用頻度は低いのですが、言葉は適切ではないかもしれませんが、目的外使用ということにつきましては、補助金申請の際に1階部分を児童館、2階部分を地域交流施設として補助金の交付を受けております。そしてまた、そのように位置づけをいたしております。建設につきましても、地域の方と協議をさせていただきました。地元説明会でございますが、そういう経緯もございます。そのようなことから、この施設を利用するであろう人たちのために、原則的には他の使用目的として使うことは、今のところ難しいと考えておりますけれども、議員御指摘のように同じ館ということでございますので、提言を踏まえまして、一般の利用者を優先という条件を前提にして、児童館部分の活用を検討する

旨、実施主体である社会福祉協議会に提言をしていきたいと考えております。

12番(池田康雄君) 何か終わりの2行だけいただければ、私はもうよかったのでありますが。(笑声)まあ、あるでしょう、いろいろ。だけれども、せっかく建てたものは、やっぱり地域の人間としては、より有効に活用される場所であってほしいと願うわけですよ。だから、そこで事業目的、建設当初のいろいろなかかわりも全くわからんわけではありませぬけれども、場合によっては乳幼児の危険、生命というところも一部では関連のある話をしておるわけですから、ぜひ一番最後の2行を私は忘れておりませぬので、しっかりとそれを踏まえて対応していただきたいと思っております。

こういうあすなる館という話、あすなる、児童家庭課の乳幼児というところから、私は見えてきたことがあるのですよ。というのは、これだけの数が、今見ていただいたように小・中学生が、あすなる館ができたから集まってきておるのです。このあすなる館がなかったら、この子供たちはどこにおいて、何をしておったのか、こう思うわけです。あすなる館があるから今そこに集まってきておるけれども、集まりたくてもそういう施設のない別府市内の子供たちは、それではどこに行き、何をしておるのかな。そういう目線を、このあすなる館に集まってくる子供たちの実態を見ながら、生涯学習課は生涯学習課なりに見詰め直してほしい。学校教育課は学校教育課なりに見詰め直してほしいと思うわけがあります。ほぼ準じたもの、だって、あすなる館の小・中学生が遊ぶ部分、勉強する部分の空間は、大した空間ではないですよ。何があるか、行って見てください。それこそ何があるということがなくても集まってくるんです。だから、私は、北部地区公民館なり西部地区公民館なりのいわゆる地区公民館あたりもいろいろな講座を展開しながら利用すること、それは一つの利用促進として考えていただかねばならんけれども、何もなくても、ただ空間さえ与えておれば、そこに集まってくる子供がおるのだという認識を踏まえて、そういう子供たちに利用してもらえる空間としての提供はできんのかということ、僕は地区館としては考えてほしいし、また町内公民館あたりも各自治会長さんあたりを通してそのような子供への提供というものを促していく、そういうコントロールタワー的な部署におるのが、私は生涯学習課だと思っておりますが、課長さん、いかがですか。

生涯学習課長(二宮 司君) お答えいたします。

議員さん御指摘の地区公民館の利用につきましては、施設長会議の中で、現在開催をしております各種講座の充実とあわせて、子供たちの居場所づくりについて協議をしてみたいと考えております。

また、町内公民館の利用につきましては、町内公民館連合会長さんを通じ、子供たちの居場所づくりについて要望をしてみたいというふうを考えております。

12番(池田康雄君) やっぱり児童家庭課は、幾つかのほっぺパークというようなところで、今、子供たちの空間づくりをしておる。今も生涯学習課にお願いして、地区公民館や町内公民館あたりでもそういうものが工夫できないのかということを検討していただきたいわけですが、ともあれ、私が今回、このあすなるに集まる子供たちをじっと見続けておって思ったのが、各学校現場、それを統括する教育委員会の学校教育課あたりは、そういうあすなる館の新しい動きをどう的確に認識をして、そしてそこに集まっていけない子供たちにどのような的確な指導あるいは対応をやったのかということが、やっぱり気になってしょうがなかったのでありますが、ここ何年間か学校5日制、週休2日制の中で、いわゆる生涯学習課とスポーツ振興課あたりを中心に、各種子供の休日における受け皿づくりについていろいろとお願いしたりチェックしてきたりしたわけですが、完全実施から3年間たって、何もすることのない子供たちをどれだけ把握し、そういう子供たちにどれだけきめ細かい教育的な対応をしているのか。私はいつも言うのですが、学校教育課なり教育委員会の多くは、学校の外に出したのだから、あとは地域や家庭の問題

ですというようなところで、その辺が疎かになっている部分がないかということが非常に気掛かりでならんわけでありますが、この件で最近、土曜日の過ごし方についてアンケートをとったように聞いております。その辺を踏まえて課長さん、何かありますか。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

ことしの7月に、土曜日の過ごし方について調査をいたしました。細かい数字につきましては省略させていただきますが、小学生、中学生ともに、土曜日が休みになったことについては、「満足している」という子供が多く、自由に過ごしたり習い事をしたり、中学生では特に部活動に励んでいるという、有効活用している実態がうかがわれました。しかし、さらによく見てみますと、完全学校週5日制になったことについて、「不満である」、「やや不満である」という子供たちが約1割おりますし、「何もすることがない」というか、「ただぼんやりしている」という子供たちも約1割ございます。そういうことから、各学校では、まず学級担任が子供の過ごし方の実態を十分把握しまして、休日にするのがない、何もすることがないという子供に対しては、こんなことをしてみたらどうかとか、こういう行事があるよとか、こんな施設があるよというようなことを声をかけて、休日の過ごし方のヒントを与えるようなことにつきましては、校長会等を通じて今後も指導していきたいと思っております。

さらに、これまで学校教育課として生涯学習課、スポーツ振興課の事業の把握がまだまだ十分ではない部分がございますので、今後、学校教育課所管として休暇中の子供にかかる連絡会議というのを学期ごとに開催いたしまして、生涯学習課やスポーツ振興課等の関係各課と情報交換をしながら、休日における子供たちの動向を詳細に把握しまして、学校教育課としてすべきことを明らかにしていくとともに、学校への情報提供や助言等を行いたいと思っております。

さらに、今後は家庭、PTA、地域との連携を深めて、子供たち一人一人がみずからの意思で目的のある楽しい休日を過ごせるようになることを目指すために、環境整備等に向けて支援をしていきたいと思っております。

12番（池田康雄君） どうしても学校教育課あたりが答弁をすると抽象的で、早い話が何を言っておるかよくわからんところが多いのですが、とにかく前向きに検討していただくということを期待しながら、きょうはとりあえずその答弁を了としましょう。

市長さん、ちょっとね。今回、私が児童家庭課から資料を見せていただいて、やっぱりこれは大きな問題だなと思ったのが、夏期休暇中の小学生あたりに限って見れば――あすなる館の場合ですよ――小学生の半数が夏期休業中の半数以上の日、そこに集まっておるのです。わかりますか。集まる小学生のうちの半分は、2日に1遍そこに集まっておる。中学生でも20%ぐらいが集まっておる。半数。だから、行くところがないといったら語弊がありますけれども、やっぱりそういう空間というのがもっともっとたくさんあれば、行くところもない子供たちが、もう少し行くべきところできて集まって、そこでコミュニケーションをとりなら、よくいろんな犯罪とか事件とかが起きますと、やっぱりコミュニケーションをとるのが苦手だったとか、うまくないとか、そんなところがよく出てくるわけです。そういうような言葉を聞きながら、教育関係者はそれをどう教育の素材として生かすかということぐらいの教育に対する責任感を持ってほしい。この辺は、たぶん新しい教育長さんと僕は意見が一致するのではないかと思うのですが、問題は、どれだけそれをきめ細かく実践するか。教育現場で実践していくことの指導力がどれだけあるかということだと思っております。あすなる館を通して、単にあすなる館は、あるいは社会福祉協議会だとか、あるいは児童家庭課だということの範囲ではなくて、生涯学習課も学校教育課も、やはりじっと見つめていけばそれと関連したところで、その中から問題点を拾い出して対応しなければいけない問題があるのだということを示しておきたいという

ふうに思います。

時間が少なくなってきましたが、楠会館の跡地利用についてちょっと簡単に触れておきたいのですが、先ほど、先輩議員が、南小学校の跡地の問題の発言、あるいは楠会館の跡地の問題にも触れられましたけれども、私は、この別府市の行政の一つのやっぱり下手くそさというのですか、おかしさというのですか、あるものを壊す、あるいは二つを一つに統合する、そのときに並列的に考えておかなければならないことは、あいた空間はどうするかということ、同時並行的に考えなければならぬ性質のものなのですよ。けれども、限りある財政でありますから、とりあえずはこのような利用ということで推移させていただきませんか、行く行くは早急によかれと思う絵をかいて何とか実現したいと思っておりますが、というような方式をとらない。だから、南小の跡地をどうするのかという問題が、ずっと南小の統合以来続いておる。そして、答えきれない。

今回の楠会館の跡地も、当然壊せば跡をどうするかという問題が出てくるわけですから、ただ楠会館の場合には壁の崩落ということが起こって危険だから、跡地を何にするかというよりも、とにかく壊して周辺の住民や観光客が通ったときにけがをさせないことを優先したのだという理屈があったと思いますので、それはそれでまだ跡地が煮詰まってないということは認めましょう。ただ、跡地を何にするかという方法論も大きく分けて二つあるのです。一つは白紙、別府市として白紙です。商店街の皆さん、地域の皆さん、十分何をしてほしいか言ってください。できればそれだけ希望に沿うようにやりましょうという方式。一方は限りある財力、決まっておるわけですから、別府市政の財力というのは。だから、別府市が基本的にはあるべき姿を配慮しながら、財力に見合っただけで最大限できることを示しながら住民の意見を聞いて、そして妥協というか、折衷案をして、できるだけ形にしていくという方法論。今回は、どの方法論をとったのですか。

商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、解体するときには、跡地の利用については白紙という形で、今後協議ということで地元と合意したというふうに伺っております。ただ、今回どのような方法、2通りの方法でどちらの方法をとったかということですが、解体の要望を地元から受けた当時、合意したのは今後協議という、議員さんから言われました白紙みたいな形でございますけれども、現実的に財源問題というのは……（「ごめん。僕がせっかくうまくまとめたのに、あなたが混乱させたらいかぬ」と呼ぶ者あり）（笑声）

12番（池田康雄君） いいですか。だから、壊した後をどうするかというときには、攻め方として大きく2通りある、もちろんその折衷案があるのかもしれないけれども。けれども、やっぱり行政ができることというのは、よほどの財力がない限りは白紙委任して、地元の皆さん、とにかく話し合ってみてくださいというような方式が、僕はとれんのだと思うのですよ。そして、とれるときというのなら、もう言うとおりにしますよみたいな…… どのようなのですかね、状況にあるとき。しかし、別府市は何かがあったら、「金がない、金がない」ということを先に言う状況にあるわけですから、その中であれば、僕が言う後者の方法論をとらなければならなかったわけですよ。その辺に僕は今回の取り組みの段階の下手さが少しあったのではないかと思いますので、急ぎ、その辺を謝るべきところを謝り修正すべきを修正しながら、前向きな解決を図ってほしいのですが、ただそのときに、楠会館というのは紛れもなく当時反映していた商店街をサポートする、そして従業員宿舎として支援するというようなことをつづけたのだと思うのです。そして、それにあわせて温泉を入れ、公民館を入れながら住民福祉の福利厚生に寄与するというようなことだったのですが、やっぱり今回壊して新しく何かを展開するときにも、必ずや商店街を今はどう活性化させるかということの支援という視点ですね。

それから、もう一つでは、地域住民のやはり使いやすいというか、何かあってよかった

という要素をどう盛り込みながら、そこを有効活用していくかという、その視点だけはぜひ失わないでほしいし、お願いしたいのは、どうして今、建てかえる前から楠温泉が休止状態になっておるかということ、出てくるお湯の温度が低いから、冬場はとても寒くて使えないということなのですね。そして、あの建物があつたがゆえに掘削作業もなかなかうまくいかないからということで営業停止してきた経緯があるわけですね。だから、今は建物がないわけですから、間違ってもあのぬるいお湯を足湯に使ってちょこつとごまかそうというような貧弱な発想だけはしないで、やっぱり名湯楠温泉、さっき「楠湯」というところから発祥した古い歴史のある温泉を絶やすことなくつきかえて、せめて最低湯けむりが立ち上るぐらいの状況づくりも、地域の皆さんと話し合いながら保障してあげてくれたらなというふうに思います。詳細は商店街や地域住民の方々と話しながらお決めいただければ、私はそれ以上のことを言うつもりはございません。

最後に、小学校の統合問題と小・中一貫教育について、4分間でしゃべれということ大層難しくなりましたが、しゃべります。(笑声)

まず、私が議員にさせていただいたのが平成11年です。議員になった時を同じくして、正式に言うと何というのですか、基本方針が出ましたね。課長さん、ちょっと何とか基本方針という正確な名称を教えてください。

教育総務課参事(豊浦章治君) お答えいたします。

今申されましたのは、学校適正化基本方針に沿って行っております。

12番(池田康雄君) 「学校適正化基本方針」です、そうです、思い出しました。学校適正化基本方針が、平成11年の5月に出たのですね。そして、それに基づいて、早い話が1学年1学級のような、そういうような少人数では切磋琢磨する能力を培うのに非常に難しく、教育活動に停滞が生じる、子供の教育環境としてよろしくないということで、私はそう思わなかったのですが、そう思う人が多くて、別府市は統合という計画に走っていったわけですね。そして、浜脇・南がもうすでに統合しました。今、進行中です、二つ進行中がありますね、野口・北小。そして、まだ形にもなっていないが話題に上っているのに青山・西があります。

いいですか、ここです。教育委員会の皆さんを中心に深く反省してほしいのは、ここです。いいですか、少人数なり1学年の学級数が少ないと十全な教育ができんと言うのでしょうか。だから、統合すると言うのでしょうか。ところが、そう言いながら、平成11年ですから、北・野口はもう6年経過しておる、青山・西も。そして野口・北ができるまで、あと1年かかるのですか。青山・西がするまでにあと四、五年かかるのですか。その間のデメリットがメリットよりも多くて、統合しなければ解決できないことの問題があるという学校現場を、ハードの面では解決できてないわけですから、ソフトの面でどれだけそのデメリットを少なくするような教育活動の実践がなされておるのか。それをやっぱり目に見えるようにしておかないと、この統合というものの進め方というのは、大きな問題を残しますよ。浜脇中学は何クラスですか、1学年。1学年何クラスですか。2クラスでしょう。これは中学校の適正規模からしたら、適正規模とは認知できないのでしょうか、教育委員会としては。だから、それでは浜脇中学校は、北部中学校にも青山中学校にも手だてをしない特別などういう手だてをしておるのですか。そういうようなことをしっかりしないと、一方では基本方針に沿ってやっておるのだと言いながら、一方では基本方針が指摘することとは矛盾するようなことをやってのけて平然としておる。その辺をしっかりと指摘して、とりわけこういふときにこそ小・中一貫の教育を研究すべきときだということ提言申し上げて、時間が来ましたので、私の質問を終わります。

副議長(堀本博行君) 休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

議長（永井 正君） 再開いたします。

11番（松川峰生君） きょう、最後の質問になります。きょう、実はちょうど1年前、我が清新会の後藤健介氏のごとし、きょうは命日になります。あつと言う間です。恐らく、きょう、元気におれば執行部の皆さん、それから議会の皆さん、一緒にきょう、議場に臨んでいることと思います。恐らく後ろから、「おい、松川、頑張れよ」とたぶん言っていただけだと思います。

それでは、早速ですけれども、一般質問の方に移らせていただきます。

まず、小児医療についてお伺いしたいと思います。

平成16年度の本市の合計特殊出生率は1.19、これは全国の1.29、さらには大分県の1.40より低く、少子化が一層進んでいます。本市の「別府みんなで子育て支援計画」の基本方針であります、生き生きとたくましく生きる子供の育成の理念を受け継ぎながら、保護者が子育てを主体的に行っていくために、行政が核となり、地域全体が子育てサポートとしてすべての子育て家庭を応援し、支援するまちの現実に向けて取り組みを進めていくとの別府市の行動計画の基本理念と目標の、別府市子供次世代育成支援行動計画が、今示されています。

さて、この支援計画を進めていく中で、安心して子供を産み、また安心して子供を育てていく中で、小児医療の充実を図ることがとても大事ではないかな、そのように思っています。現在、別府市では、他市町村と比べて小児科の数も多く、平日は安心して受診することができますけれども、夜の方を平成16年度から医師会と薬剤師会が協力して夜間診療を今行っているところがございますけれども、そこで、平成16年4月から17年3月までの受診者数、あわせて平成17年4月から9月の半年間の受診者数、その中で本市、杵築市、日出町、山香町、県内、県外及び西別府病院での受診者数について教えてください。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

夜間子供診療の利用者の状況でございますが、平成16年度の年間の利用者数は3,126名となっております、1日平均約8.6名の子供さんが夜間子供診療を利用いたしております。内訳といたしましては、別府市の方が1,787名、合併前の杵築市の方が143名、日出町の方が311名、旧山香町の方が22名、その他県内から見えられた方が117名、県外から観光等で見えられた方が129名となっております。

日曜日に診療に当たっております西別府病院での受診者は617名となっております。平成17年度の11月までの統計が出ておりますので、御報告をさせていただきます。17年度11月までは2,061名が利用いたしております。内訳といたしましては、別府市の方が1,218名、合併後の杵築市の方が107名、日出町の方が164名、その他県内の方が79名、県外から観光等で見えられた方が87名となっております。また、日曜日に診療いたしております西別府病院での受診者は406名となっております。

11番（松川峰生君） 大変多くの子供さんたちが、夜間診療を受診しています。恐らく別府市に住んでいる方は、この夜間診療を受けた後、その病院から担当の調剤薬局にファックスを送りまして、それから薬を取りに行くことになると思うのですけれども、市外の方、あるいは県外の方、市内の方でも、その調剤薬局が市内に随分あるなんてのはなかなかわかりません。恐らく近所の薬局さんに聞いたりして、本日はどの場所に行けば処方せんの薬をもらえるかという話になってくると思います。

そこで、現在、別府市薬剤師会の12の調剤薬局が交代で処方せんを受けているところがございますけれども、問題は、今話しましたように、その調剤薬局が市内全体に散在しているために、調剤薬局を探す時間に相当手間がかかると聞いております。特に市外ある

いは観光客に至っては、夜中の薬局探しにまたこれが大変だというふうに聞いております。

そこで、薬剤師会は、その受診者の不便を解消するために、夜間診療に行っている医師会病院の近くに調剤センターをつくりたいという話が行政の方に来ていると思うのですけれども、その経緯について教えてください。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

夜間子供診療に伴います薬の調剤につきましては、別府市薬剤師会の御協力をいただき、平成17年度は市内の12カ所の保険調剤薬局が輪番で交代で夜間の11時30分までお店をあけていただき、現在対応をさせていただいております。

議員さんがおっしゃいましたように、診察が終わりますと、ファックスで処方せんを当番の薬局にお送りし、そちらまで薬を取りに行くようになっており、当日の当番薬局によっては自宅から遠くの薬局まで薬を取りに行くことになり、また観光客や県外から見えられた方は不便な地理の中で薬局を探している状況に現在あります。そのため別府市薬剤師会では、受診者の利便性を考え、夜間子供診療が行われている近隣地に夜間調剤薬局を開設するため用地を探しましたが、適当な用地が見つかりませんでしたので、隣接の市有地の一部をお貸しして夜間調剤薬局を開設していただくようになりました。

11番（松川峰生君） 大変ありがとうございます。

そこで問題は、今、課長から答弁をいただきましたように、二千何枚、すべての患者さんがすべて薬が要るわけではありません。先生から診ていただいて、薬の要らない患者さんと薬の要る患者さん、その枚数が、今出ているすべての発行枚数の恐らく7割から8割と聞き及んでおります。それだけのところが、小児科の点数というのは、当然課長も御存じのように、普通、大人よりも低うございます。1点がたしか10円ぐらいただと、そのように私は記憶いたしておりますけれども、そうなりますと、今の処方せんの枚数、これは少ない方がいいのですけれども、現実として今の処方せんの枚数の診療報酬では、建築費あるいは人件費、諸経費、土地の使用料支払い、試算をした場合、大変厳しい状況になってまいりますので、そこで、子供診療という半分公共的なものに関しまして、特に別府市の土地の使用料を、減免等の支援をぜひ行っていただきたい、そのように思いますけれども、その行政の考え方を教えてください。

保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

夜間子供診療につきましては、先ほど申し上げましたが、平成16年4月より別府市医師会、薬剤師会の皆様方の温かい御支援・御協力をいただき、大分県内の他の地域に先駆けて開設をされました。利用者の内訳を見ますと、別府市民を初め市外からも多くの方が受診をされておりますし、また県外から観光に訪れた子供連れの観光客の方も数多く利用させていただいており、安心して訪れていただける観光地として、別府観光にとりましても多大な貢献を現在いただいているところでございます。また、調剤薬局、薬剤師の皆様方にも夜の11時半、12時近くまで輪番で対応していただき、大変御協力をいただいております。別府市薬剤師会が夜間調剤薬局の開設に向けて準備をさせていただいておりますが、病気の子供を抱え遠くまで薬を取りに行かなくて済むようになり、また観光客の方にとりましても、利便性が大変よくなると思っております。土地の使用料の減免などの助成につきましては、今後、内部で十分検討をさせていただき、対応させていただきたいと考えております。

福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

ただいま、課長が答弁したとおりでございますが、夜間診療につきましては、今、医師会、薬剤師会の協力を得ましてやっておるという状況でございます。今回、薬剤師会の方から夜間診療のために自己資金で調剤薬局をつくりたいので土地を貸してほしいという要望が出て、貸し付けを行いたいというふうに今検討しているところでございます。これが

実現しますと、病気の子供を抱えた親たちが大変便利になるというふうになっております。

また、減免の話が出ましたが、普通財産のため土地を貸し付ける場合には、使用料を減免する場合には議会の議決を得なければならないというふうになっておりますので、内部で十分検討して、減免となれば議会にお諮りして皆様方の同意を得たいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番(松川峰生君) 議会の皆さん、ぜひよろしくお願い致します。(発言する者あり)

部長、大変ありがとうございます。市長の方にもお礼を申し上げたいと思います。

今、特に調剤、この夜間診療については、恐らく県下でもこの本市だけだと思います。また、九州を見ても薬剤師会の会長から聞いても、本当に珍しい状態。よく行政、それから薬剤師会、医師会とのタイアップができていながらというお話を他の業界の皆さんからも聞いております。先般も三師会の合同研修会と忘年会がありまして、私も参加させていただきました。小児科の先生からも大変喜んでいただきまして、ぜひ今後これをまた観光なんかなにもPRを使っていただいて、別府に来たら安心、子供さんを連れてきてても安心できる観光地ということもいろんなところでお話をさせていただいて、あるいはまた旅館等にもこのお話を浸透させていただいて、「どうぞ、子供さんを連れてきてください。うちの方ではこういうシステムがあります」。やっぱり将来は深夜も24時間体制ということもこれから考えていかななくてはいけない、そのように私個人も思っているし、また先般、薬剤師会会長も、お話をさせていただきましたら、将来はぜひそういう体制を整えて、子供たちがこの別府市において安心して子育てができるということをやっぴり願っているということなので、ぜひよろしくお願い致します。ありがとうございます。(「小児科医の確保も大事だぞ」と呼ぶ者あり)はい。

次に、新球場に伴う環境整備についてお尋ねしたいと思います。

いよいよ新球場、近々道路整備の準備も行われる、そのように聞いていますし、私の地元でございます。皆さん、どのようなものができるか、地元の方たちも、パスでは室長さんが来られて何回も説明していただいていますけれども、なかなか絵ではわからないこともありますし、皆さん、期待と不安といろんなものが今混じり合っております。

私のこの実相寺では、今回、球場にできることについては、もう……(発言する者あり)実相寺町なのです、文化町・実相寺でございます。今、この球場に入るためには四つの出入り口があります。一つは、亀の井バスから鶴見病院におりてくるときに、ちょうど前に、別府市竹細工伝統工芸会館の前から入る入り口、それから、今度できます新しい道路、それから、鶴高通りの中部公民館の横の是定のバス停から、そして最後が、九州電力別府変電所の横の大沢商店、この4カ所しかありません。室長さん、この4カ所全部わかりますね。通った。はい。

一応お願いして、室長さんはすばらしいので、私が行ったときに多分検査に見てくれていると思います。特に鶴高のところも皆さん御存じのように、軽が離合するのがぎりぎりで、普通あそこで譲り合うのは僕も大変です。それから、大沢商店、横断道路に出るときも信号待ちをしたら、まず実相寺町から出ることは不可能です。なれている人は、一回細い道を通って横断道路の向こうに、以前、市長さんが選挙事務所に使った喫茶店があります。その前のちょうど西石油のところから私たちは出るようにしているのですけれども、ここに大体、この道、ほとんど七、八十%は町民の方が通ります、生活道路ですから。皆さんが不安を抱えていることは、この中に大会のときにどンドン車が入るのではないかと、どンドン来るのではないかと、そこを一番不安を抱いております。なぜかといいますと、僕でも通るときに、あそこは小さな子供が多いですから、飛び出すことや、それからお年寄りがもうそういうことを意識しなくて歩く状態が多いので、道路も4メートル幅ですから、

普通車の離合が限度です。詳しくは水道局長さんは実相寺ですから、後で局長さんに聞いていただければわかりますけれども、それだけ狭いのですね。

今回、大会時の交通規制について行政はどのように考えておるのか。私は、大会時においての使用については一定のそういう条件をつけるべきではないかな。例えば大会をする主催者がガードマンを雇うとか、そういう形を持っていてもらわないと、なかなか安全に対して不安が起こるのではないかなと思うのですが、いかがでございましょうか。

総合体育施設建設室長（小野信生君） お答えいたします。

まず、新野球場につきましての現在のところの計画の車の駐車台数を若干御報告したいと思います。

新野球場の台数につきましては、現在、球場専用駐車場として90台を計画いたしております。その他の駐車場につきましては、その西側にございます実相寺の管理棟広場、ここは130台ほど置かれるかと思いますが、これも状況によっては利用させていただきたいと考えております。

次に、大会ときにおける交通規制についての考え方でございますが、一定大会の以上の場合におきましては、現在、規則などにおきまして、周辺地域の乗り入れ等について規制、あるいは交通誘導員の配備などの使用許可条件を付して、交通渋滞により周辺地域の方々に御迷惑をおかけすることのないように指導してまいりたいと考えているところでございます。

11番（松川峰生君） ありがとうございます。今、答弁の中で乗り入れの制限や交通誘導員の配置など、ぜひこういうことをちゃんと明確化して説明ができるように、恐らくまた地域の皆さんの説明会等においていただいて、こういうことも質問が出てくるのではないかな、そのように思っておりますので、このところをある程度きちっとしてお願いしたいと思います。

それから、今回、この新野球場の建設に関して、先般、他の議員さんから、マウンドは甲子園、それからいろんな状態で、僕は余り野球は得意ではないのですけれども、甲子園に似た中になるというふうに聞いていますけれども、その施設内容、中身はどのようなものか、教えてください。

総合体育施設建設室長（小野信生君） お答えいたします。

施設内容につきまして、新野球場につきましては、大きく分けまして観覧ゾーンそれから選手ゾーン、運営ゾーン、管理ゾーンと四つのゾーンに分けております。計画施設の1階部分の運営ゾーンには、本部役員室それから来賓席、障害者観覧席、それから審判控室、放送記録室及び展示室等を配置し、選手ゾーンにおきましては、シャワー室、それから素振り室等を配置するよう計画をいたしております。

11番（松川峰生君） 今、四つのゾーンということなのですが、その中で運営ゾーンの展示室をつくるようになっていきますけれども、その内容はどのようなものか、またどんなものを展示するのか。わかっている範囲で結構ですから、教えてください。

総合体育施設建設室長（小野信生君） お答えいたします。

展示室の内容でございますが、運営ゾーン内に約40平方メートル、約13坪ほどございますが、この1室を計画いたしております。また、展示品につきましては、別府市の名誉市民であり、プロ野球で名球会入りしております稲尾和久氏の記念品等を展示したいと考えております。

市長（浜田 博君） 補足して経過をちょっとお話をさせてもらいたいと思いますが、実はこの新野球場建設に当たりまして、稲尾さんにはこの新野球場建設推進協議会の委員長を務めていただいております。建設についてのアドバイス・御指導を私も就任してすぐ、野球場がすぐできないけれども、何とかつくりたいという思いを伝える中でお話をさせて

いただきました。一昨年でしたが、稲尾さんが、新野球場完成後には御本人のトロフィーとか、さらには写真、それからユニフォーム、そういうものをぜひ寄贈したいという申し出が私にありました。そこで、功績のあったこれらの記念品等を展示して、多くの市民や野球愛好者の方々に見ていただきたいなという思いになったことは事実でございまして、また、そのときに稲尾さんが、展示室内にビデオコーナーを設置してほしいというのがあったのです。そのときに、私は、ビデオといいますと、私自身が心うきうき、一つどきどきしたのは、いわゆる昭和30年前半ですかね、中期になるのですか、私の学生時代ですが、皆さんも思い出があると思いますが、巨人3連敗の後、4連勝して日本シリーズで優勝したという稲尾さん、それから鉄腕投手として連続して投げましたし、ホームランも打ちましたね、たしか。そういう状況のビデオもあるのだろう、これを見たいなという思いに私は駆られたことも事実でございまして、そういう感動のドラマが見られるかなという期待と同時に、聞きますと、現役時代のすべてのビデオを保管しているということですから、それだけではなくて、いろんな監督歴についても西鉄、それから太平洋クラブのライオンズ、そしてロッテの監督もされましたね。それから、あとはいわゆるマスターリーグですか、博多どんたくの監督もされております。そして、今皆さん御案内のとおり、福岡県でスポーツ解説者というか、野球解説者ですか、そういう肩書でラジオ・テレビで本当に生番組にどんどん出ていますから、大活躍をされておまして、そういうものを含めて名誉市民である稲尾さんの思いがここに固まると福岡からも、また全国からも、ああ、別府には稲尾さんのそういう記念館があるのかな、そういうコーナーがあるのかなという思いで多くの宣伝にもなるし、また、たくさんのお客さんが来てくれるのではないかな。そして、その展示室の中にビデオコーナーだけではなくて、プロ野球各球会の会員である皆さんの打者とか、いわゆる投手の解説つきのビデオなんかも全部、野球教室を全国で開いている分、そういうものも全部あるそうでございますので、そういったものもビデオを流せるのだということも聞きました。そして、チームの指導者とか及び選手たちの参考にしてもらえそうな、そういうビデオがあるということですから、そういう強い思いも聞きましたので、私としましては、当時の稲尾さんの雄姿を見せることになりまして、また少年たちに夢と希望を与えたいという思いから、ぜひこのような経緯によりまして、今回建設する新野球場内の運営ゾーンの中に「稲尾記念展示室」の設置を計画いたしたいということでございます。

議長（永井 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

11番（松川峰生君） 「稲尾記念館」ということで稲尾さんのいろんなものがまた改めて、私も、この別府の誇りであります名誉市民の稲尾さんの野球をよく見ました。「鉄腕稲尾」ということで、たしか42勝、すばらしい記録で、今も残っていると思います。それが別府の市民の皆さんに全部展示できることは、野球をしない人でも必ず1回は見に行くのではないかな。また、野球場を利用していただく皆さんにもぜひ見ていただいて、すばらしい球場になるように。

また、今、地元ではこの球場の名前はどうかといううわさもあります。

「いや、それはちょっとまだわかりませんね」。せっかくですから、例えば「稲尾球場」とかいろんな名前が出てくると思うのですけれども、ぜひすばらしい名前がまたできればいいな、そのように思っております。

最初に戻りますけれども、ぜひ、その交通整理についてはきちっとお願いして、この項の質問を終わります。

次に、教育委員会の方に、学校運動場芝生工事についてお尋ねをしたいと思います。

実は、昨年の夏に緑丘小学校と南小学校に芝生の工事がありました。私も気がつかなか

ったのですけれども、緑丘小学校にいろんな行事で顔を出すことがありますので、校長に、「あれは何ですか」ということをお尋ねしました。実は詳しいことはわからないのだけれども、業者さんが来て芝生を植えているということを知って、どういうことなのかなということなのですから、まずは、この芝生を設置した経緯を説明してください。

教育委員会次長（中野義幸君） お答えいたします。

緑丘小学校の運動場の芝生を設置した理由でございますが、従来から近隣の住民の方々から、風の強い日には運動場から砂が非常に飛んできて、何とかしてほしいというような要望が教育委員会の方に寄せられておりました。その要望にこたえる形で運動場の土壌改良工事を行いました。その際に防塵処理をより効果的にすることと、児童が運動場で遊ぶ際の快適性、さらには安全性を考慮し、芝生を植えた経緯があります。

11番（松川峰生君） この問題は、工事です。初めに植えた芝生が枯れてしまったわけですね。私は校長に、「芝生は水をやらなくていいのかな」と話したところ、校長は、「教育委員会から何も聞いてない。業者さんがするのでしょう」。ただ、業者さんが、芝生に子供が入ると悪いので困りだけはしてくださいということで、私が見たときにはちゃんとひもでしておりました。これはおかしいなということで見たら、案の定、その芝生は枯れておりました。これは手抜き工事ではないかな、ふとそう思いました。事実、芝生は工事でお金を出してきちっと業者に頼んで植えているのですから、果たしてこれはどういうことなのかなということで、今回、質問を上げさせていただきました。

まず、その工事において事前に調査があったかなという気もするのですけれども、それぞれ学校によっては土地が全部、砂が違うと思うのです。それから芝生の工事の仕方も、先般、ちょっと緑地課長さんに聞いたのですけれども、それぞれ方法も違って植え方も違う。例えば種から植える方法もあれば、できた芝生を植えた方法もあるということをお聞きしたのですけれども、まず、この2校とも相性がよくなかったのか、あるいは土壌が悪かったのかということを含んで、学校との協議はどのようになっていたのか、そこをまず教えてください。

教育委員会次長（中野義幸君） すみません、南小学校のことにつきまして、芝生の件につきまして説明が抜けておりました。

南小学校につきましては、御存じのように新たに学校を新築いたしました。校舎の向きが旧浜脇小学校とは位置が変わりました。その関係でやはり運動場の砂が飛ぶという形がありましたので、緑丘小学校と同じような土壌改良を行い、同じように芝生を設置した経緯があります。

工事の時期につきましては、両校とも16年の夏休みに施工いたしております。ただ、議員さん御指摘のように、両校とも改良した土壌との相性が悪く、ことしの春、芝生は発育しなかったという経緯があります。その後、それぞれの施工した二つの業者と協議しまして、施工業者の負担におきまして、再度芝生を設置してもらった経緯があります。

また、その際、緑丘小学校との協議というものがあつたのかという御質問でございますが、原則としまして学校内の工事を施工する場合、学校現場の協力なしで実施することはできませんので、今回の運動場の芝生の設置につきましては、学校の了解をとっておまして、施工後の芝生の養生のために当分の間、工事の施工場所に児童が立ち入らないように指導してほしいというような要望もいたしております。ただ、その後の芝生の管理といいますが、定期的な散水などにつきまして、十分な教育委員会からの説明が不足しておつたのではないかなというような認識を持っております。

11番（松川峰生君） 実はここに校長先生から文書をいただいているのですけれども、このように、「芝生の育成状況。芝生の種まき、7月末ぐらいから工事が始まりました。うっすら芝生の芽が出るけれども、冬明けにはほとんど破滅状態である。芝生の上を子供

か走り回ったり踏んだりしていると芝生は育たない。そのことにより、16年度の運動会練習、大運動会については、芝生を植えた範囲はロープを張って囲ってもらい、立ち入り禁止をした。業者がロープを外した段階で運動場を全面開放した」ということなのですけれども、まず学校側に、工事をするときには恐らく言っていると思うのですけれども、そこが学校側と教育委員会の認識が少し違っているのではないかな。学校側は、「詳しくは聞いてない。だから、芝生があっても水をまいていいのかどうか、当たっていいのかどうか」ということだったようです。せっかく植えてくれているのだけれども、だけど勝手にしていいかどうか。私は、少なくともこういう状況があった場合は、教育委員会がきちっと学校と話をし、こういう状況で、こういうことで工事をし、そして業者さんにもきちっとそういう話をする。恐らく渡すときには芽が出ていたのではないかなと思うのですけれども、その後、土地がどのようになっていたかということまでは業者さんも気がつかなかったのではないかな。ただ、南小学校の場合は専門の業者さん、緑丘小学校の場合は、「専門ではない」といったらおかしいのですが、本業とはちょっと違う業者さんが工事をしているようです。その辺の違いもあるかなと思うのですけれども、（「専門の業者でも芽が出ない」と呼ぶ者あり）今聞きますと、後ろの方から答弁で（笑声）お答えで、向こうも出てないという話を聞きましたけれども、業者が、芝生が順調に育つとたぶん私は当然受けた以上は保障しなくてはいけないと思うのですけれども、その枯れてしまったということは、やはり土壌調査などが少しおかしかったのではないかなと思うのですけれども、その辺のところ、次長、いかがですか。

教育委員会次長（中野義幸君） 緑丘小学校の場合、工事が完了いたしまして、現場での引き渡しを行いましたときには、確かに芝生は順調に育っておったという状況でございました。芝生が枯れた時点で、枯れた原因につきまして業者とうちの係と協議をいたしております。その中で、土壌調査というものが事前の調査が十分でなかったのではないかな、それとも、かなりの猛暑が今年の夏続きましたので、十分水やりを教育委員会が怠ったことが原因ではないかというような、いろんなことがありましたけれども、なかなかこれといったはっきりした原因は究明されておりません。ただ、やはりある一定の、あのような暑い夏の場合、かなりの水をやらなければいけなかったのではないかな、その点では反省をいたしております。

11番（松川峰生君） 枯れてしまったということで、一番心配したのは、この枯れた後、再度、もう一度植え直しています。その費用がどうなったのかというのがとても心配になりまして、次長さんの方にお伺いしたら、これは業者さんが責任を持ってやるということをお聞きしたので、その辺についてはひと安心ということなのですけれども、まずはこういうことはプロに任せて、今いろんな世間でも問題がありますけれども、やはり問題は、発注をして施工業者が施工した後の確認のときには出たけれども、その後のフォローをすることが、やっぱり生き物ですから、大事ではないかな、そのように思います。その辺についてもまたお答えをいただきたいと思っておりますけれども、ただ1個だけ。前、1回目を植えたときの芝生の面積と、2回目に植えたときの面積が、少し狭くなっているのですね。それはちょっとおかしいな。さようなら同じ面積で植えるべきではないかなと素人なりに思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

教育委員会次長（中野義幸君） 確かに昨年16年に植えたときと今年度植えたときと、面積にしまして約4分の3に減少しているかという状況がございます。これは先ほど申し上げましたが、この施工業者と枯れた原因を究明した際に、枯れた原因が土壌の十分な調査がなかったのか、それともその後、引き渡しを受けた教育委員会が水やりをしなかったのか、そこら辺で協議をいろいろしたわけですが、なかなかそこら辺が判明しないという中で、しかしながら、教育委員会としてはこのまま放置はできない。ぜひ業者の

責任において再度芝生をお願いしたいということを要望しまして、業者もその中で、そういう話し合いの中で少し狭くなったという状況があります。御理解をいただきたいと思いをします。

11番（松川峰生君） 事情は、いろいろあると思います。特に今回、緑丘小学校のこの工事には貴重な税金が約660万、それから南小学校は89万というお金が出ています。いずれにしても、今回この問題で中野次長には何回も足を運んでいただきまして、そのことについては大変感謝いたしております。これからも、別にこの緑丘小学校だけでなく、いろんな設備において教育委員会が発注したもので、できたものについては、やはりお時間のあるときには、先ほど29番議員さんが、何か事故があったときに急いで皆さんが見に来ていただいたと。それと同じように、やはり巡回をしていくことも大事ではないかな、私はそのように思います。

きのう、議会が終わった後、帰りに、少し心配なので見てまいりました。もう寒いので、ほとんど上は枯れていますけれども、根はしっかりとついているような、私、素人なりに見たときについているような気がいたしました。一つ残念なのは、きのう、たまたまPTAの総会があって、あそこに車が1台あったのがちょっと残念かなと思ったのですが、今の状態ではなかなか青い芽ではないから見たときにわからなかったということもありますけれども、いずれにしても、このようなことがやはり二度と起こらないように、今後、市としては芝生が枯れないようにやっぱり努力をしていくべきではないかな、そのように思いますけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

教育委員会次長（中野義幸君） 主な原因がわからない中でございますが、芝生への散水が不足していたということも一つの原因だと思います。この対処としまして、運動場の芝生を植えた箇所に散水用の水道管を布設しまして、その上で学校の用務員さんに適宜芝生に水をやっていただくというようなお願いもしたいと思っております。

なお、施設係におきましては、適時また肥料をやるといふふうな形でこの芝生の育成に努力してまいりたいと思いをします。

11番（松川峰生君） 今回、水道、週に1回水をやるということなのですが、先生にこれを頼むということは、なかなかいろんな問題があると思いをしますけれども、用務員さんは別府市の雇用ですから、ぜひその辺のところをきちっとしていただきたい。

なお、やはり学校の最高責任者は校長先生ですから、よく校長先生とお話をして十分配慮していただいて、恐らく今、緑丘の校長先生は、^{ひろお}先生は、いろんな面でもとも協力的です。お話をすれば、たぶんみずからも水をやっていくという性格の方だと、私はそのように思っております。ぜひせっかく植えたもの、むだにならないようにしないと、当然芝生のこともあります。所期の目的が、あそこに昔、木がたくさんあって、あれをたしか切ったのですね。それで砂が舞い上がって隣の民家に行くということが前提で、あれが飛ばないように芝生を植えたのですから、なくなれば学校も困るし、また近所も困ります。その点のところを、何せ根づくまでが時間やそういう難しいこともあるかもわかりませんが、ぜひ責任を持ってお願いしたいと思いをします。以上です。

次に、学校選択制の導入についてお伺いしたいと思いをします。

今回、うちの清新会の2番議員さん、それから13番議員さん、先輩の29番議員さん、先ほど、12番議員さんも教育問題についてのお話をいただきました。私は、きょうは学校選択制ということでお尋ねをしたいと思いをします。

まず、これを私が気がついたのは、今、別府でも統廃合問題、例えば今、野口と北小学校の統廃合問題があります。すると、ちょうど北小学校の境が石垣小学校とたしか船小路あたりでは一緒になる、そのように思いをします。どちらが近いかなといったときに、石垣小学校に近い子供も結構おるのですよね。もしかしたら向こうに近い子供もおるかもわかりま

せん。それも一つ。

それから、今の通学制度では、やはり学校の競争がないと思うのですよね。なぜかといいますと、先生や学校はその地区におれば黙って来ます。民間でいえば、お客さんが黙って来ますから、努力しなくても生徒が来ます。しかし、私学ではそうではないですね。やはりいろんな面、例えば今そこのもとの明星、明豊高校の前を出ますと、いろんな名前が出て、どこの大学を卒業しましたと看板をずっと張っていますよね。やはりあれも一つの「企業努力」という言葉がいいかは別にして、やはりすごいなと思うことがあるのですね。

それから、大分合同なんかを見ますと、いろんな名前、平松学園ではどこを通ったという、やはり競争力があると思うのですね。そういうことを考えながら、この学校選択制をやはり今後考えていくべきではないかな、そのように思います。特に昨日、うちの同僚議員であります野口議員からもありましたように、イギリスでは、サッチャー時代に、学校で余り成績がよくない、上げない校長先生なんかは左遷されるという話もありました。私も新聞等で見たことがあります。大変厳しい状況。今後、やはり公立学校でもこういうことも含めた中で議論していくべきではないかな、そのように思います。

選択制はいろいろありますけれども、例えば三つ。一つは自由選択制、市内のすべての学校の中から自由に行ける。あるいはブロック別選択制、市内の学校を幾つかのブロックに分けていく。それから隣接校選抜制、本来の学校区に加えて隣の学校に行けるという、いろんなことがあります。

実は文部科学省では初等中等教育企画課によると、昨年11月現在、自由選択制を導入している自治体は、小学校で31カ所、中学校で41カ所あるそうです。また、本県では豊後高田市が2003年から通学区を弾力化して市内全域を自由選択制にしております。ここは小学校が12校、中学が6校あります。行きたい学校を選ぶということで、導入から3年間で新入生の約5%、60人ぐらいがそれを利用しているそうです。

ところで、本市も一部の学校には通学区域の弾力化について教育委員会が取り組んでいるところがあれば教えてください。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

現在、東山幼・小・中学校で小規模特認校制度を実施しております。この制度は、本年度から実施しております。東山校区に住んでいる子供たちばかりでなく、自然豊かな環境の中で少人数の特性を生かした教育を希望する市内在住の子供にも通園・通学を認める制度であります。現在、幼・小・中合わせて39名の在校生のうち13名がこの制度を利用して校区外から通園・通学をしているところでございます。

11番（松川峰生君） 一つだけ教えてください。一番遠くから来ているお子さんは、どのくらいの距離と時間がかかっていますか。もしわかれば教えてください。

学校教育課長（利光弘文君） お答えします。

ちょっとここに資料がございませんので、また後ほど。よろしく申し上げます。

11番（松川峰生君） それでは、まず教育委員会では、この学校選択制をどのように考えているのか教えてください。

教育参事（木村善行君） お答えいたします。

学校選択制は、議員の御説明のように、すでに導入をしている自治体、あるいは導入に向けて検討している自治体も見受けられますけれども、その趣旨は、特色ある学校づくりによる学校の機能回復や活性化、子供や保護者の自由な選択権の行使、学力向上等を目指しているものと理解をしております。しかし、一方では、自分の校区がなくなり、学校と地域との連帯意識が希薄となることや学校の序列化、学校間格差が生まれることも考えられます。

現在、教育委員会では、平成11年度に学校適正化基本方針を策定し、学校規模の適正化に向けて統廃合や通学区の再検討、教育効果の向上に努めておるところでございます。通学区の弾力化についても、17項目の区域外就学を認めているのが現状であります。

また、学校選択制につきましては、選択できるだけの学校側の明快な特色、適正学校規模の維持や受け入れ態勢、広域通学による安全性や交通の便、さらには保護者のニーズや地域との連帯感等重要な課題があり、これらに十分考慮していく必要があるかと考えております。

今後とも、学校規模の適正化を推進する中で通学区制度のあり方について課題を整理するとともに、学校選択制を導入した先進地の実質効果や問題点等をさらに調査・研究してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

11番（松川峰生君） 今、答弁の中で、その事情により17項目の区域外就学を認めているというお話がありましたけれども、17項目すべてでなくて結構です、一、二個教えていただければ。

教育参事（木村善行君） お答えいたします。

先ほど御説明をいたしました小規模特認校制度もその一つでありますけれども、学期の途中に転居した場合、その学期または学年終了までは転居前の学校に通学できる等、転居に関する事項、不登校等、生徒指導上特に教育的配慮が必要な場合の教育上の配慮、また保護者が共働き等により帰宅監督者がいない場合の家庭の事情等17項目ということでございます。

11番（松川峰生君） 私は、この学校選択制の目的、学校選択制を導入する目的として次のことが上げられる、そのように考えております。

まず一つは、現在の通学区制度の不合理を解消する。二つ目、児童生徒・保護者の希望や個性に応じた学校選択の機会を拡大する。三つ目、教育改革の一貫として特色ある学びづくりを展開し、教職員の意識を高める中、学校の活性化を図るとともに情報を発信することで開かれた学校づくりを促進する。四つ目、子供や保護者の学校への関心や、みずから選んだ責任により学校へ協力する意識が高くなるのではないかな、また、各学校が特色を出し合い、競争する環境づくりも大事ではないかな、そのように思っています。これから少子・高齢化、高度情報化、社会情報は多様化の一途をたどってまいります。教育の分野においても規制緩和や構造改革を進める中、学校教育のより一層の充実・向上が求められてきます。これからはいろんな基本方針があるかもわかりません。しかし、それを進めていくのも大事ですけれども、新しいことも視野に入れながらぜひ検討していただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、生活保護についてお尋ねしたいと思います。

今、三位一体の改革等で大変ななっていますこの生活保護ですけれども、ことしの6月現在、全国では過去最高の103万世帯、保護費だけで大変なことで2兆5,250億円で、10年前より1兆円ふえています。これはやはりひとり暮らしの高年齢者の急増、景気の低迷、またニートの増加も社会問題となっており、今後さらに受給者はふえていくこととなります。本市においても、毎年右肩上がり伸びていると思っておりますけれども、今、本市ではどのようになっていますか。教えてください。

社会福祉課長（田仲良行君） 別府市の生活保護の現状につきまして、項目別に御説明を申し上げます。

まず、扶助費の決算状況でございます。平成16年度の決算額が61億7,197万7,221円でございます。この額が前年度、平成15年度と比較いたしますと、平成15年度の決算額が60億9,477万円で約7,720万7,000円の増額でございます。

それから、保護状況でございます。被保護世帯と人員でございますが、平成16年度が

2,388世帯の2,969人、平成15年度が2,267世帯の2,814人で、121世帯の増、155人の増でございます。年々増加傾向にあるのが現状でございます。

それから、保護費の内訳でございます。扶助費の種類でございますけれども、種類には生活扶助、住宅扶助、医療扶助等々8種類の扶助費で構成をされております。先ほど申し上げました決算額約61億7,200万円の内訳でございますが、医療扶助が約37億3,600万円で、全体の60.5%、それから介護扶助が1億300万円で1.7%、住宅扶助が4億7,500万円で7.7%で、今申し上げました三つの扶助費で合計が43億1,400万円で、支出内訳の約70%を占めているものでございます。

それから世帯分類でございますが、2,388世帯の内訳でございます。高齢者世帯、これは男が65歳、女が60歳の世帯を示します。これが1,565世帯で約65.5%、それから母子世帯が79世帯の3.3%、それから傷病・障害世帯というのが643世帯で26.9%、その他世帯が101世帯で4.2%で、今申し上げました中の高齢者世帯と傷病・障害世帯を合計しましたら、全体の92.4%という数値になります。

平成15年度の参考の高齢者世帯の割合でございますけれども、県下11市の平均が52.9%でございます。そして、当時県下58市町村すべてでございますが、県平均が53.55%、当市の平均が65.8%と、別府市は県下11市の中でも高齢者世帯の割合が高いものがございます。

それから、年齢構成でございます。平成17年3月31日現在の数値で申し上げます。総数が3,053名のうち、60歳から69歳が712人、これが全体の23.3%、それから70歳から79歳が831名、27.2%の割合でございます。それから80歳以上が529名、17.3%という数値でございますけれども、今申し上げました60歳以上の人員を合計しますと2,072人で、この数字が全体の約68%を占めており、年齢構成を見ても高齢化がおわかりかと思えます。

以上申し上げましたのが項目別の数字でございますが、こうした事由から別府市における生活保護の実態は、少子・高齢化社会の到来という大きな社会情勢の背景の中で、高齢による就業不能、長引く不況により働きたくても就業先がないといったことが要因であると分析をしているところでございます。

以上が、別府市における生活保護の現状でございます。

11番（松川峰生君） 大変な負担でございます。15年から16年だけでその差額約7,700万円。本市の負担だけで約20%ですから、約1,500万円。平成13年度から比較しますと、一般財源だけで約1億円の負担を別府市がいたしております。これから、例えば平成13年の保護率が20.17%、14年が22.26%、15年が22.67%。先ほど言いましたように、だんだん右肩上がり、将来はどうなるのかな、大変厳しい状況になるな。しかしながら、これは先ほど次長からも説明をいただきました。いろんな理由があると思えます。しかし、これから一つ一つをチェックして、やはり厳しい態勢といえますか、昭和25年4月にできた国の法律、憲法25条の関係もありますけれども、大変な御仕事です。ここのところをしっかりときちっと見詰めた中での取り組みをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永井 正君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
午後4時12分 散会